

平成 2 9 年

赤平市議会第2回定例会会議録（第2日）

6月15日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午後 3時06分 散 会

○議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問  
1. 伊藤新一 議員  
2. 木村 恵 議員  
3. 御家瀬 遵 議員  
4. 若山 武信 議員  
5. 植村 真美 議員

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 諸般の報告  
日程第 3 一般質問

順序	議席番号	氏名	件名
1	7	伊藤 新一	1. 子育て支援について 2. 市民の交通手段の確保について
2	1	木村 恵	1. マイナンバーについて 2. 高齢者定住施策について 3. 炭鉱遺産の継承と活用について

順序	議席番号	氏名	件名
3	9	御家瀬 遵	1. 茂尻地域における公共施設建設計画について
4	5	若山 武信	1. 炭鉱遺産活用基本構想の今後のあり方について 2. 市長の基本姿勢について 3. 基本活用による運用益について 4. 現代社会におけるペットとの共存について
5	3	植村 真美	1. 市民がまちづくりに関わりやすい仕組みづくりについて 2. 近隣地域との連携について 3. わかりやすいまちの印象づくりについて 4. 高齢者が安心して住める環境づくりについて 5. 青少年のスポーツ育成について

○出席議員 9名

1番	木村	恵	君
2番	五十嵐	美知	君
3番	植村	真美	君
4番	竹村	恵一	君
5番	若山	武信	君
6番	向井	義擴	君
7番	伊藤	新一	君
9番	御家瀬	一遵	君
10番	北市	勲	君

○欠席議員 1名

8番	獅畑	輝明	君
----	----	----	---

○説明員

市長	菊島	好孝	君
教育委員会教育長	多田	豊	君
監査委員	早坂	忠一	君
選挙管理委員会委員	壽崎	光吉	君
農業委員会会長	田村	元一	君
副市長	伊藤	嘉悦	君
総務課長	熊谷	敦	君
企画課長	畠山	涉	君
財政課長	尾堂	裕之	君
税務課長	田村	裕明	君
市民生活課長	町田	秀一	君
社会福祉課長	井波	雅彦	君
介護健康推進課長	斉藤	幸英	君
商工労政観光課長	林	伸樹	君
農政課長	野呂	道洋	君
建設課長	高橋	雅明	君
上下水道課長	杉本	悌志	君
会計管理者	蒲原	英二	君
あかびら市立病院事務長	永川	郁郎	君
教育学校教育委員会課長	大橋	一	君

社会教育課長	伊藤	寿雄	君
監査事務局長	中西	智彦	君
選挙管理委員会事務局長	熊谷	敦	君
農業委員会事務局長	野呂	道洋	君
○本会議事務従事者			
議事会事務局長	栗山	滋之	君
総務議事係長	安原	敬二	君
総務議事係	野呂	律子	君

(午前10時00分 開 議)

○議長（北市勲君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（北市勲君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番五十嵐議員、4番竹村議員を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第2 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（栗山滋之君） 報告いたします。

本日の議事日程につきましては、第2号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は獅畑議員が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（北市勲君） 日程第3 これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序1、1、子育て支援について、2、市民の交通手段の確保について、議席番号7番、伊藤議員。

○7番（伊藤新一君） [登壇] 通告に基づき、一般質問しますので、答弁をよろしく願います。

大綱1、子育て支援について、①、保育所の現状と保育士の確保についてであります。今現在も保育園の待機児童問題が数多く取り上げられ、社会問題になっております。国のほうでも2017年度末に待機児童ゼロを目標に整備していましたが、働く女性の増加などにより保育の需要が高まり、受け皿整備が追いつかなかつたことから、2020年度末に新たな計画を策定する考えを示しました。その大きな要因が保育士不足であり、各自治体でも苦慮しているところ

らだと思われま。北海道内の各自治体でも1歳児から2歳児の保育需要が増加し、その対応として道も本年度保育士の資格を持ちながら現場を離れた潜在保育士の就業支援に取り組むことが新聞報道されておりました。それによりますと、2015年度の道内の資格保有者は約5万7,000人で、このうち常勤保育士は約1万1,000人で、潜在保育士は約4万6,000人いるということでもあります。そのため、待機児童対策として潜在保育士が保育所に勤める際に係る引っ越しや研修、必要な物品購入費用など最大40万円まで貸し付け、札幌市を除く道内で2年間勤務すれば返還を免除するということでもあります。補助制度は、6月から募集を開始とのことで新聞報道されておりました。子育て世代が待機児童問題などにより、それが原因で子供を産み育てることに不安を感じ、ますます少子化が進むのではと危惧しているところでもあります。現在赤平市でも子育て支援の充実を目指し、さまざまな取り組みを行っています。昨年度は、出生者数も上がり、人口減少対策にも効果が出始めていると思われま。また、今年度からは新たに支援策として第2子の保育料の無料化、特定不妊治療、一般不妊治療費助成などを初めとし、人口減少対策に、そして少子化対策に取り組んでいま。今後もさらなる効果を期待しているところあります。そこで、昨年12月にも保育園について質問をしていますが、その後半年が過ぎ、新年度を迎えたことから、改めて保育園の現状についてお伺いします。昨年文京保育所の児童数が86名、保育士が19名、若葉保育所の児童数が29名、保育士が9名でした。その中で職員の配置基準及び面積基準などにより、特定年齢の児童に限り入所しづらい状況と保育士の確保、勤務時間などについて大変苦慮しているとのことでした。今現在の文京保育所、若葉保育所のそれぞれの児童数及び保育士の人数が何名なのかを教えてくださいたいと思いますので、答弁よろしく願います。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育所の現状と保

育士の確保についてお答えいたします。

近年、全国的に子供を保育所に入れたくてもあきがなく、入所することができない待機児童が大きな問題となっており、これに伴い各自治体は待機児童解消のため、保育士確保などのさまざまな対応を行っております。国においては、保育所の新規開設や入所定員の拡充、道においては保育士の資格を有しながら働いていない潜在保育士に対する補助制度等創設を検討しているようですが、過去の例では当市のような公立保育所では適用とならない補助制度もございました。国及び道の各種制度が当市でも活用できるかなどの詳細は不明であります。今後活用できる制度があれば取り入れていきたいと考えております。

さて、新年度が始まり現在の市内保育所の児童数等の状況についてでございますが、文京保育所は定員75名に対して78人の子供が入所しており、職員数は17人です。また、若葉保育所は定員45人に対して26人の子供が入所し、職員数は9名です。昨年12月時点に比べ、両保育所とも若干でございますが、子供の人数が減少している状況でございます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの質問から答弁をいただきまして、今年度の文京保育所の児童数が78名、保育士が17名、若葉保育所の児童数が26名、保育士が9名とのことで、昨年の12月より児童数が文京で8名、若葉で3名とトータルで11名減っています。しかし、文京保育所では保育士が2名減っております。受け入れる児童の年齢と配置基準により、受け入れが厳しい状況ではないのかと思います。当然のことながら国、道の職員の配置基準、面積基準は満たしているとは思いますが、基準はあくまでも8時間勤務で月曜日から金曜日までの週5日の勤務体制でのことで最低限のラインであると思っております。赤平市では、朝7時から夜7時までの12時間の開所時間で土曜日も開所していません。支援が必要な児童に対しての加配、延長保育、

一時保育など職員は勤務時間を調整しながら一生懸命頑張っており対応しているとは思いますが、保育士の勤務時間に無理がないのか、保育の安全や保育の質が低下していないか危惧しているところですが、現状はどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育士不足が叫ばれている中、昨年12月と比較しますと残念ながら文京保育所では保育士が2名減となっております。両保育所とも保育士の人数は国の基準を満たしておりますが、特別に支援が必要な子供に対する加配措置、午後7時までの時間外保育や一時的保育、土曜日開所の対応のほか、保育記録を記載したり、各種行事の事前準備、保護者や関係機関への連絡事項を作成したりする時間を含めると、今の人数では足りている状況ではなく、ほぼ全ての職員が勤務時間を工夫しながら対応しているところでございます。現場の各保育士は、保育の質が低下しないように、さらには事故が発生しないように細心の注意を払いながら取り組んでおりますので、ご理解いただきませうよろしくをお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたが、今の人数では足りている状況ではない、またほぼ全ての職員が勤務時間を工夫しながら対応しているとのことですが、時間外勤務での対応であれば、はっきりと言って足りていないということだと思います。このような状態で職員が欠勤したり、夏季休暇あるいは研修会などがあった場合、対応できないのではないかと思います。いかがでしょうか。

私なりに調べましたところ、5月19日現在、赤平市全体のゼロ歳児から5歳児の人数は255人いると聞いております。現時点では、赤平幼稚園に通われている3歳児から5歳児までは54名で、文京保育所、若葉保育所に通われているゼロ歳児から5歳児までは104名おります。あと97名ほどのお子さんが

赤平幼稚園、保育所に通われていない、そういうことになっています。また、保育所でしか受け入れていないゼロ歳児から2歳児については122名おり、そのうち保育所に通われているお子さんが32名で、まだ90名ほどの潜在的なお子さんが赤平市におられます。今年度中には、育児休業明けなどにより6名から8名の入所希望が予想されているとも聞いております。また、文京保育所の保育士の方が7月までに1名退職されるという話も聞いておりますが、今後入所希望される児童があった場合、文京保育所、若葉保育所で職員の配置基準、面積基準の範囲でゼロ歳児の受け入れや1、2歳児の受け入れなど対応できるのでしょうか。今の状態だと待機児童が出るのではないかと考えますが、今現在ゼロ歳児は何人受け入れが可能なのか、そしてこの状況をどう認識しているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 同じ保育所の職員が同時期に休暇を取得したり研修会に出席したりして極端に職員の不足が生じた場合には、他の保育所の職員を一時的に派遣し、子供の安全が確保できるように対応をしております。就学前の子供たちが利用できる施設としては、市内には文京、若葉両保育所のほかに赤平幼稚園がございますが、ゼロ歳児から2歳児までに限りますと、保育所しか利用することができません。先ごろまで開催しておりました住民懇談会でもご説明しておりますように、平成28年の出生者数は前年より10人以上増加しており、この中でも母親の育児休業終了に伴い、保育所利用を希望する方から担当係へ相談が寄せられております。国の基準に基づいた場合、保育士1人でゼロ歳児を3人までしか担当することが認められておりません。現在ゼロ歳児は、両保育所ともそれぞれ担当保育士が2人で4人の子供が入所していることから、今後のゼロ歳児の受け入れ人数は各1人または2人の見込みでございます。仮に今後も出生者数が増加したことによる入所希望の方や転入世帯からの入所希望が寄せられた場合、そう遠くない時期に当市に

おいても待機児童が生じる可能性は否定できないところまで来ていると考えております。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたが、母親の育児休業からの職場復帰に伴い、保育所利用を希望する方から担当係に相談が寄せられていると、またそう遠くない時期に待機児童が生じる可能性は否定できないということですね。ゼロ歳児の受け入れが各保育所で1人か2人ということであれば、最大で4人しか受け入れることができないこととなります。この先、年内で育児休業明けにより6名から8名の入所希望が予想されていると聞いております。その方たちが全員入所希望された場合、受け入れができないということであれば仕事をやめなくてはならなくなる親も出てくることとなります。そのことにより、生活に支障が出てきますし、今後安心して子供を産み育てることができなくなります。また、職場復帰ができないことにより、企業側も困ることになると思います。人口減少対策として、今年度から新たに始めた保育料第2子の無料化、特定不妊治療、一般不妊治療費の助成などで赤平市に移住、定住してもらう施策のほすが、待機児童が出ては逆に赤平から近隣に移住してしまう可能性まで出てしまうと思います。早急に対策をとらなくてはならないと思いますが、認定こども園ができるまでの間、文京保育所と若葉保育所を統合させ、ゼロ歳児から2歳児までを若葉保育所で預かり、3歳児から5歳児までを文京保育所に預かるようにして職員の配置基準をクリアできないか、待機児童が出ないようにする対策を何か検討しているのでしょうか。

また、待機児童問題の大きな要因は保育士不足であり、昨年12月にも質問していますが、保育士の待遇改善については、市全体の職員の配置計画や待遇をどのように対応することがよいのか検討していきたいと答弁もいただいております。それぞれの事情はあると思いますが、ことしに入ってから2人の退職者があり、そのうちの1人は違うところに正職

員として採用されております。ほかにも正職員として違うところに採用され、退職するという話を聞いています。近隣の自治体でも年度途中での正職員採用を行うなど、今後も保育士の流出が考えられません。現在文京保育所と若葉保育所で職員の内訳は、正職員9名、臨時職員17名で、この臨時職員17名のうち、16名が保育士の有資格者だと聞いております。保育士不足が問題になっている中でまず臨時職員の待遇改善をしていかなければ保育士がますます退職してしまうのではないのでしょうか。保育士不足であり、募集しているが、応募者がいないとの答弁をいただいておりますが、なぜ応募者がいないのか、なぜ今いる職員が退職してしまうのかを改めて検討していくべきだと思いますが、どのように考えているのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 保育所の入所希望者全員を受け入れるためには、どのような方法が可能なかは絶えず検討しております。議員のご質問の中にもありますように、両保育所を統合し、年齢別で使用する保育所を分ける方法のほか、例えば1カ所に統合し、緊急的に建物をプレハブ等で増築することが制度上可能なのかなどを検討いたしました。いずれも一長一短があり、結論を得るまでには至っておりません。

また、保育士を募集しても応募がない理由についてでございますが、現役の学生は札幌や旭川などの道内のみならず、本州の採用条件がよいところを希望する人がいるということや保育士として勤務していた方が自身の結婚や出産などで退職し、再度働きたいと思い、現在の保育現場を見学したところ、以前とのギャップを感じ、再就職を諦めたという話も伺っております。現在働いている保育士のうち、臨時職員の占める割合が約3分の2であることから、これ以上の保育士減を避けるためには、何ができるのかを市全体の職員配置計画や待遇を検討する中で考えてまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたけれども、保育士を募集しても応募がないと、その理由を述べられていますが、保育士問題が問題になっている中で臨時職員で募集しても応募者はなかなかいないのではないかなと思います。現に臨時職員でいた方が正職員採用ということで退職されております。また、もう一人正職員として採用になるため、退職されるとも聞いています。今現在働いている保育士26名が今月中に25名になる計算になります。まだ臨時職員が16名いることになりませんが、今働いている保育士が退職しないように待遇改善を真剣に検討していかなくは今いる保育士にかかる負担だけではなく、保育の質の低下や事故などの心配、さらには待機児童問題も出てくると思います。赤平市の総合戦略で子育て支援の充実をうたっています。昨年12月の質問で待機児童が出ないように努めてまいりますと答弁をもらっていますが、待機児童が出るようでは地方創生総合戦略においての移住、定住政策、子育て支援は無意味なものになってしまうのではないかと感じております。ぜひとも保育士の臨時職員の待遇改善をしていただきたいと思っております。この間、私自身危機感を持って保育所問題については取り上げてきましたが、昨年12月から改善されるどころか、現状は前回よりも悪くなっているような気がします。改善に向け市としても取り組んでいただきたいと思っておりますし、今後も私自身もこの問題については議会の中で取り上げていきたいと思っておりますので、市長のおっしゃっているスピーディーな対応をお願いしたいと思います。以上でこの質問を終わらせていただきます。

続きまして、②、認定こども園設立の考え方についてであります。先ほどの質問でも触れているところもあると思いますが、答弁のほどよろしく願いいたします。赤平市では、人口減少対策として地方創生総合戦略において、さまざまな政策を行っております。また、人口減少率も効果が出始めているとも

思われます。当然のことながら子育て支援も行っているわけですから、若い世代の方々が赤平に移住、定住してくれる、安心して子供を産み育てられる環境がなくてはならないと思っております。赤平市の公共施設等総合管理計画により、赤平市立小中学校適正配置計画で赤間小学校跡に認定こども園の移行計画がありますが、その計画でいくと統合小学校が平成34年で、その後ということであれば早くても平成36年ぐらいになると思われます。先ほどの保育園の現状と今後のことを考えるとき、認定こども園を前倒しで建設するのかを早急に検討しなければならないと思います。昨年の12月に保育園の質問をしたときには、認定こども園ができるまで待機児童の出ることのないように努めていきたいと答弁されていますが、7年ぐらい後のことになると思います。今現在でも赤平市では、約100人の子供が幼稚園、保育所に入園、入所されておりません。今後も人口減少対策、子育て支援など切れ目のない政策をしていく中でゼロ歳児から5歳児の受け皿である施設の整備が必要であると考えております。公共施設等総合管理計画があるのはわかりますが、優先順位を見直す必要があるのではないかと思います。保育士の確保もなかなか難しい状態で赤平市では保育園の面積基準なども問題になることもあります。待機児童を出さないためにも統合小学校ができた後ではなく、先に認定こども園を建てるべきだと思いますが、どう考えておられますか、答弁よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 認定こども園設立の考え方についてお答えをいたします。

市では、住民懇談会などの場を通じて赤平市小中学校適正配置計画の変更について説明を行い、検討を重ねているところであります。現在の予定では、平成34年度から統合小学校へ移行となる見込みで、認定こども園の開設はその後に対応する計画でございます。待機児童を出さないためにも認定こども園の建設を早急に検討してはどうかというご質問であ

りますが、そのためには公共施設等総合管理計画の見直しが必要でございます。この計画は、市内にある公共施設の今後の活用方法に関するもので、1カ所の施設の活用方法を変更する場合、これに付随して他の公共施設の活用方法もあわせて検討しなければなりません。また、仮に認定こども園の建設を前倒した場合、建設場所や施設の規模、財源など多くのことをあわせて考えていかなければならないと存じます。今後の赤平市のまちづくりを考えたときに統合小学校と認定こども園、それぞれの建設時期、必要な財源、さらには市民の意見を聞きながらよりよい方策を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁で赤平市小中学校適正配置計画の変更について説明を行い検討を重ねている、認定こども園の開設についてはその後に対応する計画であると言われました。また、今後の赤平市のまちづくりを考えたとき、統合小学校と認定こども園、それぞれの建設時期、必要な財源、さらには市民の意見を聞きながらよい方策を検討していきたいとのことですが、もう既に具体的な検討を始めているのか。されているのであれば、その中で学校教育と社会福祉課と今現在の保育所事情と今後のこども園について協議はしたのか、また関係各所と協議をして認定こども園についてはあくまでも統合小学校の後ということでは進んでいるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（井波雅彦君） 統合小学校と認定こども園、それぞれの建設時期や場所等に関する具体的な検討はまだ行っておりません。なお、今後具体的な検討を始める場合には、学校教育課と社会福祉課だけで見通しを立てるのではなく、各小学校や幼稚園、両保育所の現状確認のほか、子育て環境や移住、定住政策も含め関係各課で幅広い観点から対応する必要があると考えております。いずれにいた

しましても、公共施設等総合管理計画や赤平市小中学校適正配置計画にも関係してまいります。認定こども園については早急に関係各課で検討してまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいまの答弁の中で具体的な検討を始める場合には、学校教育課と社会福祉課だけで見通しを立てるのではなく、各小学校や幼稚園、両保育所の現状確認のほか、子育て環境や移住、定住政策も含め、関係各課で幅広い観点から対応する必要があると考えております。認定こども園については、早急に関係各課で検討していきたいということの答弁だと思いますが、今の現状では保育所はそう遠くない時期に待機児童が生じる可能性があるかと先ほどの保育園の質問でも答弁されております。赤平市の子育て世代はもとより、赤平市子育て世代の移住希望者がいて保育所に入所希望をされた場合、受け入れが難しいということであれば、移住、定住政策、子育て環境整備などの観点からも早急な対応をしていきたいということではなく、しなくてはならないと私は思っております。公共施設等総合管理計画があり、政策はほかにもありますが、子育て世代の受け皿である保育所の現状を考えたとき、何を先にやるべきか優先順位を考えて検討していただきたいと思っております。これでこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、大綱2、市民の交通手段の確保について、①、今後の公共交通対策についてであります。現在北海道では、JRで単独での維持困難な路線について廃線またはバスへの転換や上下分離方式などを提案し、各沿線の関係自治体などと協議しているところであります。また、赤字バス路線の補助金の引き下げ問題も撤回にはなりましたが、2019年度以降に再検討することと報道されておりました。このように地方公共交通事業の維持については課題があり、人口密度が低いほど公共交通の利用者が少ないことにより、不採算路線になったりして減便や

路線の廃止などにつながり課題となっております。しかし、公共交通を利用しなくてはならない方もたくさんいます。今この現状を各自治体では大きな問題として取り上げているところでもあります。また、移動空白地域、移動困難者の増加により交通手段の確保について、公共交通の利用方法、活用方法を検討している自治体もあります。そのような中で赤平市での現状はというと、利便性の悪い地域に住んでいる方は移動手段として自家用車を利用している方もいますが、交通弱者と言われる方々や高齢化が進み、車の運転に自信がないという方は移動手段としてタクシーなどを利用されていると思われま。住んでいる地域によっては、バスを利用することが多くなるのですが、朝9時から1時間に1本の割合が多く、不便を感じているため、タクシーを利用している人もいます。ですが、タクシーは便利だけれども、頻繁には乗れないとおっしゃっている方もいます。私以前タクシーの運転手として勤務していたときに、あるお年寄りが道路で手を挙げられ、タクシーをとめて乗せようとしたとき、バスに乗りおくれ1時間待たないとならないため、歩いたのはいいが、もう歩けないので、200円分乗せてほしいと言われたことがありました。赤平市には、公共交通のほか生協バスもありますが、生協バスは生協に行くときは乗車できますが、途中下車はできません。バスに乗りたくてもバスの待ち時間が長いとか、バス停までの距離が遠く、歩いてバス停に行くことも難しいなど、移動空白地域及び移動困難者が増加しております。赤平市の高齢化率も高くなっていく中で、バス停から距離のある地域に住んでいる方々の交通手段を何とか確保できないか行政と民間企業などで協力してデマンド交通的なもので対応できないかをお伺いいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 今後の公共交通対策についてお答えさせていただきます。

過疎化が進む自治体にとりまして、生活の足の確保が課題になっており、特に高齢者の移動手段の確



保は、高齢化社会に対応する大きな問題となってきました。このような中、近隣の自治体では乗合タクシーやデマンドバスを走らせて地域における生活の足を確保しているという地域もございます。当市におきましては、市内の地域を結ぶ民間バスや鉄道が確保されている中、民間事業者によります買い物バスも運行されており、ある一定程度の交通手段の確保という意味では、充足されていると認識してございます。今後は、地域のニーズに合った交通体系の確立が重要と考えており、今ある交通手段の持続に向けて自治体と事業者と住民が協働して役割を果たし、分担することが重要と考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 伊藤議員。

○7番（伊藤新一君）〔登壇〕 ただいま答弁いただきましたが、ある程度の交通手段は確保されていると言われておりますが、幹線道路から離れている地域に住んでいる方は、まだ大勢いらっしゃいます。昨年の市民との議員懇談会でもある地域住民から利便性の悪さについて意見が出ておりました。また、利便性が悪いため、外出する機会が減っていることや買い物に行きたいがなかなか行けないなど不便を感じているという意見もありました。赤平市の高齢化率は45%を超えています。先日の報道にあったとおり、この数字は管内でも上位の数字であり、ますます高齢化率は上昇する傾向にあると思います。高齢者や移動困難者のニーズに応えるためにも、デマンド交通やその他の交通手段について、再度検討していただきたいと思っております。

以上をもって私の質問を終わらせていただきます。

○議長（北市勲君） 質問順序2、1、マイナンバーについて、2、高齢者定住施策について、3、炭鉱遺産の継承と活用について、議席番号1番、木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 本日共謀罪が参議院の法務委員会の採決を省略されて、本会議で採決がされました。憲法と議会制民主主義をないがしろ

にする安倍政権の暴挙であると強く厳しく抗議をしたいと思っております。

それでは、質問のほうに入りたいと思っております。大綱1、マイナンバーについて、④、運用状況についてお聞きします。マイナンバー制度が平成28年1月1日に施行されてからもうすぐ1年半が経過しますが、現在どのようになっているのか。国は、便利になることを強調し、マイナンバーカードを取得することを進めておりますが、いまだに番号通知カードさえ届かない方がいるなど施行の前提が崩れているのではないのでしょうか。市民の方々からは、施行前には不安の声や取り扱いについての質問が多く寄せられ、私も平成27年9月議会、12月議会と一般質問で取り上げました。そして、現在そういった声はほとんど聞かれなくなりましたが、同時に便利になったとか、マイナンバーカードがあってよかったという声は、もちろん聞こえてきておりません。赤平市ホームページを見ますと、番号通知カードの受け取りをされていない方へというページがあり、再発行扱いとなることから手数料がかかることを注意しています。そこで、お聞きします。今現在番号通知カードを受け取っていない方の人数とマイナンバーカードを取得されている人数、そして窓口業務などでマイナンバーを示さなくても行政サービスを受けるのに問題はないのか、マイナンバーに関する市民の方々とのトラブルなどはないかお伺いします。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） マイナンバーカードの運用状況につきましてお答えを申し上げます。

番号通知カードにつきましては、平成27年10月に6,341件送付しておりまして、ホームページや広報によりまして周知させていただいておりますけれども、現在未交付となっているものが41件となっております。マイナンバーカードの交付の状況につきましては、3月8日現在で1,095枚の交付となっておりまして、マイナンバーカードの交付が開始されました平成28年1月の1日現在の人口対比で9.9%と管内でも高い交付率となっております。なお、

通知カードの再発行件数は昨年実績で110件ございまして、マイナンバーカードの再発行件数は2件となっております。このように紛失された方も多くなってきてございまして、高齢者にとっては年金証書と一緒に保管しておくなど、改めて管理の方法等周知してまいりたいと考えているところでございます。また、必要な添付書類が削減されますなど行政手続が簡素化されますことから、通知カード等でご確認の上、申請書等に記載いただいておりますけれども、マイナンバー制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮いたしまして、申請書等にマイナンバーの記載がない場合でも受理することといたしております。私も申請書を受け取る側でご本人の確認をさせていただいた上で申請書等に記載させていただいております。これまで特にトラブル等の発生はございません。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 まだ41件の方が未交付の状態であるということです。持っていない方もいるということは確認されました。また、マイナンバーカードの交付状況は1,095枚ということで管内でも高い交付率、9.9%ということでしたが、逆に言えばこれ9割の方が必要としていないというふうに言えるのだと思います。やはりほとんど普及していないというのが現状ではないでしょうか。加えて通知カードの再発行、またマイナンバーカードの再発行も既に起きていると今答弁にありました。高齢者の方々への管理方法、周知、今言っていたように徹底していただきたいと思っております。

そして、市役所内の窓口業務においては、マイナンバー記載がなくても支障がないということが改めて確認できたと思っております。私は、この制度が施行される前から指摘をしてきましたが、現在においても対応は変わっておらず、トラブルなどもないということが確認できました。引き続き市民目線に立った対応を続けていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。②、安全管理体制について

お伺いをします。よくも悪くも市民の方々から声が無くなってきましたこのマイナンバーですが、新聞などを見ますと、マイナンバー流出、また個人情報漏えいといった見出しがしばしば見受けられます。幾ら国民が必要を感じていなくとも国が進めている制度であっても、市民の方々からすれば自分以外から番号が漏れるなどはあってはならない個人情報ではないでしょうか。先月来相次いで報道されましたマイナンバー関連の記事は、今年度から市道民税特別徴収税額の決定通知書、これに従業員のマイナンバーを記載し、事業者宛てに送付することが始まった、このことによるものです。道内でも札幌市、恵庭市、江別市、帯広市、東神楽町、また近隣では芦別市、奈井江町、これらの自治体で計26人分、内容は誤記載、誤配送とそれぞれありましたが、いずれにしても個人情報の安全管理が悪かったということになり、通知書の回収、謝罪、そして番号も希望があれば変更するということです。3市1町で8名の方が番号変更をしたとありました。そこで、お伺いをします。赤平市における事業所件数は何件あり、今現在同じような事例は起きていないのか。また、各自治体においても十分注意を払って行った上で起きていることだとは思いますが、赤平市ではどのような対応が望ましいと考えを行ったのか、税務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（北市勲君） 税務課長。

○税務課長（田村裕明君） マイナンバー記載に伴う市税業務の安全管理体制についてお答えいたします。

特別徴収義務者となる事業所に送付する市道民税の税額決定通知書に個人番号を記載することにつきましては、個人情報の漏えいにつながる懸念や各事業所の安全管理体制に対する不安など運用上の問題点について、さまざまな議論がなされていることは承知しておりました。当市におきましても、リスクを十分認識した上でこれらを回避するための方策について、個人番号の不記載も含めた対応を検討してまいりましたが、地方税法において総務省の省令

様式を使用することが義務づけられており、法令遵守の立場から、国の方針どおり個人番号を記載することを決定したものでございます。その後、当該通知書の発送までの過程においては、どのようにすれば人為的ミスを防ぐことができるか内部での検討を重ね、情報漏えいにつながり得る要因への対策を講じた上で作業を慎重に進めてまいりました。まず、書類の記載内容の誤りに起因するものを防ぐための対策、次に封筒の宛名と内容物が異なる封入ミスを防ぐ対策、さらに事業所に送付された通知書が担当者以外の目に触れてはいけないということがございますので、各事業所における正確な担当部署の把握に努め、最後に誤配送の防止対策として住所の確認を再度行いました。また、万が一異なった事業所へ配送された場合に備え、心当たりのない場合は開封せずそのまま郵便局に返送してもらおうお願いするステッカーを封筒に直接張りつける措置も施しました。送付方法でございますが、書留にすることが安全上の優位性があることは承知しておりますが、1件につき300円以上の送料の上積みが必要なことと郵便事業の配送システムにおける信頼性などを考慮した上で、普通郵便での発送を540件の事業所に対して行いました。そのほかに市外の事業所のうち、重量物となる2件につきましては宅配業者による対応とし、さらに市内の重量物となる34件の事業所につきましては税務課職員による直接配送を行ったところでございます。また、これまでに記載ミスや配送事故などの報告はございませんので、今回に限っては正常に送付できたものと考えております。しかし、今日までに個人情報の漏えいにつながりかねない報道が複数されていることは、現状においてこの制度に大きなリスクを含んでいることを再認識することとなりました。同じ思いを持っている自治体も多いのではないかと考えております。本市といたしましては、今後も現行の枠組みの中ででき得る限りの努力を継続し、他の自治体とこの問題についての意見交換を積極的に行いながら安全対策についてさらに考えてまいります。

以上、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 リスクを十分認識し、不記載も含め検討はしたが、法令に基づき行ったと。その様式というのがきょう持ってきませんでしたけれども、マイナンバー記載欄というのが1枚目にあるのです。そこに法令どおり記載をしたということでした。しかし、答弁にあったように、記載や封入、配送、またステッカーを張って注意喚起など、当然誤りがないか何重にもチェックした上で、中には直接届けたというものもあったということですが、他自治体では書留などということもやりましたけれども、今おっしゃったように書留では追跡が可能になるだけで、実際内容間違っていたら今言った540の事業所掛ける300円以上という経費をかけても番号漏えいは防げないという考えだったのでないかと思います。新聞報道でも書留で送ったところで間違っただけというケース報道はされているから、それは明らかだと思います。今回赤平市で誤記載、誤配送、そういった報告はないということでしたけれども、では通知が届いた各事業所のほうなのですが、届いた先のほうでは適正管理をされているのかということが問題になると思います。そこでお聞きをしますが、540件の事業所があり、各事業所に正確な担当部署の把握を努めると先ほどおっしゃっていましたが、全ての事業所で安全管理体制、これができていると行政側で確認がとれているのでしょうか、税務課長。

○議長（北市勲君） 税務課長。

○税務課長（田村裕明君） お答えいたします。

マイナンバー法において特別徴収義務者は、個人番号の取り扱いについて漏えい防止など必要な安全管理措置を講ずることとなっておりますことから、各事業所においては、これに基づき安全措置が適切に講じられているものと認識しており、また当該事案につきましてもそうした前提のもとで実施したものでございますが、実態につきましては把握はいたして

おりません。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 そうなのです。法律上は、その事業所が自身で講じる安全対策だから、それ前提だから、行政側は実態把握する必要がないということになります。自治体は、その指導監督の義務もないということなのです。つまり市民の大切な個人情報を郵送して届けるところまでミスがなければいいということになるのです。しかし、市民の方にはマイナンバー、自分の番号を事業所に教えていない方や、さっきもありましたが、受け取っていない方知らない方もいるわけです。そういう方々はどうなるかという、行政側から事業所側に番号を教えたということになるのです。法令上問題ないとされていまして、そこで間違ったりなんだりすると、当然これは行政側の責任もあるのではないかと。これ極めて届ける先のことはわからないというのは、法令上問題はなくても無責任なのではないかなというふうに思います。さらには、事業所の特別徴収事務そのものにマイナンバー、これ自身が不要だという声もあります。新聞記事にも載っていましたが、マイナンバーの記載自体必要ないのではないかとということが先日新聞で載っておりました。今回は、現時点で事故はないということですが、今後の運営については、状況を見ながらやっぱり最初不記載も含めて検討されたということですから、再度検討をしていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。③、今後の運用について伺います。このように市民の方々にとってはほとんど利用価値がなく、市職員にとっても先ほどもありましたが、大変業務負担が大きいのこのマイナンバー制度なのですけれども、各種情報へのひもづけが拡大されるごとにこういった情報漏えいの心配が絶えません。政府は、来月から情報提供ネットワークシステムの本格運用を開始し、来年からは預貯金口座へのひもづけやマイナンバーカードを健康保険証として利用可能にすることなど医療分野に

も範囲を広げる、そういった段階的な運用を拡大していく方針であります。番号通知カードも受け取っていない方、また目が見えない方などへの対応というのが進んでいない中でやっぱり自治体行政でさらにさまざまなこういった努力、また負担が生じてくるのではないかと懸念するところです。ここで伺いをしますが、今述べたような国の方針というのは、具体的に行政のほうにしっかり通知をされているのか、また赤平市として今後の運用をどう考えているのか、総務課長に聞きたいと思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 今後の運用についてお答えをさせていただきます。

マイナンバーの実施に関しては、北海道総合政策部より総務省等からの制度の改正や実施に向けての総合運用テスト等の情報を含め、逐次メール等で連絡を受けております。現時点では、情報連携等の試行運用が7月、本格運用が10月と想定されているところでありますが、制度が複雑であり、対応に苦慮しているところでございます。今後の運用につきましては、国で示すスケジュールに基づき、進めていかなければならないものと考えておりますが、運用に向けた対応としまして、情報連携開始に向けて取り扱いに関しては厳しい安全管理措置が義務づけられており、自治体にとってマイナンバーの保護管理は重要は課題でありますので、総務省の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を基本に専門業者へマイナンバー安全管理措置対応情報セキュリティ対策支援を委託しており、安全措置マニュアルの作成、職員研修を行い、職員の情報セキュリティ意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 制度が複雑で苦慮しているという答弁でした。国のスケジュールは、今言ったところは、7月から10月におくれていると。メールなどで連絡は来ているということでした

けれども、いずれにしても今後もこういった安全管理、セキュリティの強化、職員研修など業務負担というのが業務が簡素化される以上に重くのしかかっているというのが実態なのではないかと思いません。市民の方々や市内の事業者にも安全管理することを促しながら運用をしていかなければならないと。先ほど税務課長もできるだけ努力をしていくと答弁されておりましたが、マイナンバーの不記載について名古屋市、また仙台市では、この通知書のときに不記載を決定し、送付をされています。そういう事例があります。これ自治体の判断、市長の判断で番号情報の漏えい、こういったリスクが大きく減っている、また職員の負担も当然軽くなっているということにつながっていると思えます。改めて来年度から不記載にするおつもりはありませんか。市長、どうでしょうか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） ただいまマイナンバーの不記載を選択してはどうかというご質問でございますけれども、先ほども税務課長の答弁でも申し上げましたけれども、マイナンバーの記載は国の法律に基づくものでございまして、市は法令遵守の立場で行政を進めておりますので、今回は国の方針どおり決定したことをご理解いただきたいと思えます。しかしながら、先ごろの報道などでもありましたように、大変リスクの大きい部分を含んでいることも十分承知しておりますので、情報漏えい等の事故が起きないように市で取り扱う事務に関しましては、最大の努力をしていきたいと考えてございます。また、ご質問の事業所側の安全管理体制につきましては、確かに市は指導管理する立場にありませんので、実態把握については困難ですし、また法的にも責任を求められているものではありませんけれども、大変重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。今後全道の市長会あるいは全国の市長会などの場で情報交換を行いながら、国に対してはさまざまな機会に適切な安全管理をさらに進めていくことを要望していきたいというふうに考えて

おりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 なかなかここで即答というのは難しいとは思いますが、ただ、法令遵守をして一方では無責任な対応になってしまうのではないかという懸念はやっぱり拭えないと思うのです。市長会とか他自治体の動きを見てからでは、事故が起こってから遅いということにもなると思えます。現状その法令を遵守するということですが、実際にはそれを不記載にしている自治体があるということで、地方自治体というのはそもそも国の下請機関ではありませんので、その自治体、自治体での裁量でできるからやっているのだと思いません。そういった市民の大切な情報を扱う市役所のトップとして責任ある判断をしていただきたいと。本当にさっき言いましたけれども、事故が起きてからは遅いので、不記載の決定をぜひ検討していただきたいというふうに重ねて申し上げたいと思えます。

次の質問に移ります。大綱の2、高齢者定住施策についてお伺いをします。①、市内高齢者の生活の現状について。市内には、独居や高齢者のみの世帯が多く、自立した生活が困難になり、高齢者施設への入所を希望する方がふえる状況が続いています。介護保険法が改定され、特養は重度の方のみが対象とされたことから、入所待機者は数字上今それほどふえていないのかもしれませんが、実際には少しの支援があれば自立した生活が続けられるような高齢者の方々が数多く存在していると思えます。赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略でサービスつき高齢者向け住宅、いわゆるサ高住の整備がありますが、進んでいないのが現状です。昨年11月、総合戦略の効果検証の報告の際、サ高住の整備について課題として、市内において有料老人ホームの増床や他の施設においても増床計画があることやサ高住についても従事者の確保が厳しいことが挙げられておりました。近隣市にあるサ高住においても入居費用が高額なことから、年金のみで生活している高齢者の

方々では、入居できる方が限られるなどの実態もあらわれています。ここで問題になってくるのは、低年金の方あるいは生活保護の方がこうなった場合どうやって生活をしていくのかということだと思います。現在高齢者世帯の実態と施設全般の状況についてどうなっているのか、また低年金、生活保護を受給されている方は入居できる状況になっているのか、介護健康推進課長にお伺いしたいと思います。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

6月1日現在、市内では世帯構成員が65歳以上で独居並びに高齢者のみ世帯の数は2,906世帯あり、全世帯数の約48%を占めている状況にあります。在宅での生活に不安や不便を抱えた高齢者が市内の高齢者施設に入所申し込みをしており、各施設におきましては、入所待ちの待機者を多く抱えている状況にあり、特別養護老人ホームでは2施設合わせて102名、認知症対応のグループホーム3施設で21名、軽費老人ホームでは49名の待機者を抱えている状況にあります。また、低所得者の入所につきましては、介護保険が適用される施設や軽費老人ホームにありましては所得額に応じた自己負担となり、低所得者や生活保護受給者でも入所可能となっておりますが、特養を例に挙げますと介護度が3以上の重度の方が対象となることから、それ以外の方々は原則入所できないため、軽費老人ホームや有料老人ホームなどが入所選択の対象となりますが、有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅では入所費用が所得段階による軽減がないため、ある程度の収入や預金があれば入所が困難な状況にあります。なお、生活保護受給者の有料老人ホームの入所につきましては、保護費による負担を行い入所可能となっておりますが、生活保護基準ぎりぎりの年金収入などで生活をされている方々は費用負担が困難で入所ができない方も多数いるものと思っています。これらの方々が末永く安心した生活を赤平で続けていただくための支援制度が現状ではないため、今後の大

きな課題と考えているところであります。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 48%ですから、約半数の世帯が高齢者のみの世帯になっているという現状。特養などへの入所待機者は、要介護3以上の方に限定されてもなお減っていないということは今確認できたと思います。有料老人ホームについては、生活保護受給者の方は、入所可能だということだと思いますが、低年金の方というのは、やはり費用負担が困難で入所を諦めている方も多数いるのではないかと。このような状態でサ高住の整備をしても市内の方が実際に入所できるのかというところが大変疑問だと思います。サ高住の整備が進まない理由にあった有料老人ホームの増床について、現状そちらも待機者が出ているのか見に行きましたところ、先日視察いたしました、59室のうち17室あいている状況だというふうにおっしゃっておいりました。つまり要支援、要介護1、2の方、特養などからは対象外とされ、老人ホーム、サ高住などには費用負担できないと入れない、まさに自分で何とかしなさいと締め出されたような状態だと思います。今答弁の最後にありましたが、まさにこういった方々のための支援制度必要だと私も思います。

次の質問に移ります。高齢者が生きがいを持って安心して生活できるプラチナ社会の形成についてお伺いします。今言ったことが課題ですけれども、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略では4つの基本計画、目標があり、それぞれ進んでいるもの、進んでいないものがあります。とりわけ歩みが遅いのがこの高齢者対策と言わなければなりません。健康づくり教室の開催など、介護健康推進課や地域包括支援センターでは、日々努力をされている部分もあると思います。介護予防などの総合事業への移行もあり、健康寿命を延ばす取り組みや在宅医療の連携、要支援、軽度の要介護の方への取り組みは、評価されると思います。しかし、それでも高齢者施設に入る方というのは出てくるのです。やはり高齢者

の方々の住環境、ここの整備や支援がなければ安心して生活はできないのではないのでしょうか。総合戦略では、C R C 構想、民間賃貸住宅家賃助成事業、おためし暮らしなど高齢者の住環境に対して、市外や都市部からの転入者や元気な高齢者の方々をターゲットにしたものが多く、今いる赤平市の高齢者の方が安心して暮らせていけるような施策は少ないと思います。そこで、お伺いをします。以前質問しましたおためし暮らしの集合住宅などへの拡充と市内の高齢者の冬期間などの生活支援の場としての活用、これについてどのように考えているのか。また、人口流出を防ぐ手だてとして、総合戦略の施策の追加として、例えば年金等の収入状況により段階を設け入居費用の一部を助成するなど、低所得者対策を盛り込むことなどはできないのかお伺いをしたい、企画課長をお願いします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 高齢者が生きがいを持って安心して生活できるプラチナ社会の形成についてお答えいたします。

おためし暮らし住宅につきましては、赤平市に移住を検討している方を対象に一定期間市内での生活を体験していただき、赤平への移住促進を図ることを目的といたしまして、平成22年度から事業を開始してございます。おためし暮らし住宅の拡充につきましては、赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略に位置づけられておりまして、現在医師住宅1戸のみの活用となっておりますため、抽選によって体験をお断りするケースもございまして、今後は医療施設やスーパー、飲食店など利便性のよい市街地と自然を満喫できる郊外との2地域における活用可能な家屋を検討するほか、商店街振興対策協議会なども連携を図りながら複数組が利用できるような施設等も考慮いたしまして、おためし暮らし住宅の軒数をふやしてまいりたいと考えてございます。

市内の高齢者の冬期間における生活支援についてでございますが、近年雪崩等によります集落孤立の問題が社会的に大きく取り上げられ、冬期居住等に

関します施策の必要性について関心が高まっております。高齢者が住みなれた土地に住み続けるに当たり、冬の生活や雪処理に対する不安を解消いたしまして、安心、安全な暮らしを確保するため、冬期の期間のみの公的施設等への移住や豪雪時に一時的に避難居住することを想定いたしました検討がされてきてございます。赤平市におきましても、地域に暮らす高齢者の冬期生活を支える民生委員の方やエリアサポーター、ボランティアの方々の負担、労力も大変大きくなってきてございます。総合的な対応策も検討しなければならぬものというふうにご考えてございます。おためし暮らし住宅とあわせて高齢者の冬期間の生活支援についても検討してまいりたいと考えてございます。

入居費用の助成制度の総合戦略施設への追加についてでございますが、多機能集約型の地域づくりの中のサービスつき高齢者向け住宅整備の事業の中でございますけれども、入所者の負担軽減を図るための助成制度創設を予定すると思いたしまして盛り込まれてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 おためし暮らしについては、検討段階ではあるのでしょうかけれども、冬期生活支援についての活用についても若干前向きな答弁をいただけたのではないかと思います。ただ、入居費用については、確かに総合戦略のサ高住の整備の中で建設費の助成というのが入所の負担を軽減するためということと言及をされています。それでも建設計画がないのが現状です。介護報酬などでも賃金に反映されていないことがあるように、これ建設費を助成しても実際に入居費用が軽減されるかというのは、ちょっとわからない問題でもあると思います。何よりいつ建設されるかわからない現状でご理解いただきたいと思います。市民の方は待つてはいただけないのではないかと思います。改めて現状を改善していかねばいけないというふうには思います。低所得者の方を含め、施設入

所希望の相談の状況など、介護健康推進課ではどのように把握しているのでしょうか。人口流出などはとめられておりますか。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 私どもにございます地域包括支援センターには、相談に訪れるご高齢の方には少ない年金でやりくりをしながら在宅の生活を頑張っている、そういった方々の相談に乗る機会もたくさんございます。年齢が進み、年々在宅での生活が厳しくなってきた施設への入所を希望されている方も結構いらっしゃる状況はあろうかとは思いますが、介護度や入所待機者がたくさんいるということの中ではなかなか希望するところに入所することができないこともあります。特養などへの入所が難しい方や有料老人ホームにあきがあっても、入所費用が最低でも月10万円程度かかるということでございますので、その中で負担が難しいということで入所を諦めまして、泣く泣くお子さんのいる他市町村へ転出されてしまうという方も現実としてはいらっしゃいます。また、相談に当たる地域包括支援センターの職員もそのような現実には直面するとむなしさにさいなまれることもあるようです。そのような高齢の方々が本人が望んでいる赤平での暮らしを末永く続けていただくための支援制度は、他市からの人を呼び込むことも大変重要なこととは思いますが、赤平からの流出を逆に防ぐということも大変重要なことと考えますので、ぜひ必要と思っております。高齢者の支援を行っています私ども介護健康推進課の立場としましては、新たな支援制度を総合戦略などに追加で盛り込んでいただいた中でそういった対応していくことが非常に重要であると、そのように感じているところでもございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 やっぱりこの赤平市に住み続けたくても、施設にあきがあっても費用負担が難しいと転出している方もいるということで

す。何とかそういう状況を改善したいと現場で相談を受けている方は思っているのではないのでしょうか。こうした実際に相對している包括支援センターの意見なども取り込んで計画を見直す必要があると思います。そして、あきがある施設があるのであれば、それを利用できるようにしていくことも地域振興につながるのではないかと思います。そういった制度があつて入所希望の方が安心して入所できるになれば、サ高住の整備も進むのではないかと思います。総合戦略は、人口減少対策です。人口流出にもしっかりと歯どめをかけて、今住んでいる赤平市の方が生活をしっかりケアしてこそ効果が期待できるものだと思います。第6期赤平市高齢者保健福祉計画、また介護保険事業計画というものは平成29年度までとなっており、30年度に向けてことし見直されると思います。そちらもあわせて、ぜひそういった関係各課で協議をする場を設けて施策の推進というのをさせていただきたいというふうに申し上げます。

次の質問に移ります。大綱3です。炭鉱遺産の継承と活用について、①、基本構想について、ア、当面5カ年の方向性についてお伺いをします。赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略において、継承と活用と施策名がつけられ進められております炭鉱遺産活用基本構想が策定されたとして、6月の広報に載りました。4月と5月の計4回の市民説明会の意見を参考に炭鉱遺産活用検討協議会で策定されたとなっております。当初の構想では、総額17億6,263万円、そこからスポーツゾーン、多目的ゾーン、モニュメントゾーン、遊びのゾーンなどの整備を取りやめ、3億7,242万に大幅に減額をしたものです。しかし、私も5月16日の委員会で指摘をしましたが、新聞報道や広報の括弧内にあるように、重要文化財に指定された後には8億8,321万円の長期的改修、耐震関係費用というものは全くなかったわけではありません。実際総額は12億5,563万円ということになり、決して将来への不安がなくなったとは言えないと思います。住民説明会では、数々の意見や質問に対して、立坑の保存とガイダンス施設だけ



はやらせてほしい、決して無理はしていかないと一貫して主張をされておりました。そこで、お伺いします。市民の方々の不安はどのようなものだと認識をし、構想を策定したのか。取りやめたスポーツゾーンなども炭鉱跡地活用ゾーンとして図面上は残っていることから、明確に断念をされたのか。また、当面5カ年の緊急的改修、ガイダンス施設の建設、立坑ゾーンや坑口浴場ゾーンなどについて、市民の理解が得られたとするならその根拠はどのようなものかお伺いをします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（島山渉君） 当面5カ年の方向性についてお答え申し上げます。

ことしの3月から4月に合計4回の市民説明会を行った結果、市民の皆様からいただいたご意見としては、立坑やぐら、坑口浴場、ガイダンス施設などの立坑とその周辺の保存、継承と活用については理解するが、周りのスポーツゾーン、遊びのゾーンなどの総額5億100万円をかけて立坑周辺に整備しなければならぬものなのかということが総体的なご意見だったというふうに考えているところでございます。ゾーニング・将来イメージ図、これらをガイドラインといたしまして位置づけており、スポーツゾーン等は炭鉱跡地活用ゾーンといたしまして一括した名称で記載してございますけれども、炭鉱遺産活用基本構想からは明確に削除してございますので、改めてご確認いただければというふうに思います。

次に、市民の理解についてでございますけれども、3月から4月にかけて実施した市民説明会と5月から6月にかけて実施いたしました住民懇談会の中で修正した基本構想について、市民の皆様にご説明させていただきました。説明会の中で頂戴したご意見と炭鉱遺産活用検討協議会の考え方など今回の行政としての判断に対する数値的な根拠づけはできてございません。しかし、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中で重点施策としての位置づけでございますとか、炭鉱遺産活用検討協議会のご

意見、市民説明会の意見を総合的に判断いたしまして、今回基本構想を修正したところでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 各ゾーンは、明確に削除したということが改めて確認できました。根拠については、数値的な根拠はないがと、検討協議会の考えなどと説明会とほぼ同じ答弁でした。結局交付金がついたからやめられない、無償譲渡を受けたからやめられない、こういうことではないかと思えます。市長、交付金に飛びついてしまったとか、6,000万ならやめるつもりだったが、1億2,000万ついたので中止できないといったことを発言されておりました。市長の発言ですから、市長にお聞きしたいのですが、結局交付金、無償譲渡、こういったことがやめられない理由ではないですか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 市民説明会の中における発言でございますけれども、厳しい財政状況の中で財源確保に奔走しておりましたこともありまして、私の発言にて誤解を生じさせてしまったことに対しては、率直におわびを申し上げたいと存じますけれども、決して議会や市民の皆様方を軽視したのではなく、旧住友小学校に保存している貴重な炭鉱資料の展示、そして保存先としても活用を考えておりますガイダンス施設の建設につきましては、全国レベルの狭き門をくぐり抜け赤平市の先駆性が認められ、高い評価を得たということを強調した発言でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 国から高い評価を得たということを強調したということですが、確かに賛成の方いることは事実なので、それは否定しません。でも、それでも多くの方が将来への財政的な不安から、やっぱり声を上げているのだと思うのです。決して市長の発言を誤解しているのではないかと思います。多くの市民からは高い評価をされていることはないということは、住民説明会で感

じませんでしたでしょうか。実際には、国のほうばかり向いている、市民のことを考えていない、こういった声も出ていたのではないのでしょうか。それでも、今やめることができない理由について明確な否定というものはありませんでした。国に顔向けできないということが大事なやめられない理由だというふうに私は思います。

次の質問に移ります。長期的改修と重要文化財登録についてお聞きします。今回の基本構想ではっきりしないのがこの長期的改修、耐震関係の部分です。重要文化財の指定を目指すとは断言しているのに少なくとも6年以上はかかるから、今すぐにかかる費用ではない。現時点での試算であり、指定された際には事業費が大きく変動することが予想されると注意書きがあります。先ほど言いました委員会で平成21年に重要文化財登録された福岡県糟屋郡志免町の立坑やぐら保存整備事業についての議論を示し、指摘をしました。見守り保存の方針だったが、重要文化財指定を受け、長期的改修、耐震工事をする事になり、その事業費が説明不足だなどとして議決を得られないでいるということです。市長は、見守り保存も含めて検討し、無理なことはしないと説明会で答えておられましたが、実際には重要文化財になったら見守り保存はあり得ないのではないのでしょうか。ここに一つ矛盾があると思います。また、指定されれば文化庁の指定業者が工事の積算を行うということになれば、一般的には今より多額の費用がかかるのではないかと想像ができます。そこで、お伺いします。赤平市の立坑やぐらは、構造的に見守り保存できるものなのか。また、文化庁指定業者とはどのぐらいあり、北海道内にもあるのか。実際に重要文化財になったところは、どのぐらい費用が変化したのか調査をされているのかお聞きします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 長期的改修と重要文化財指定についてお答え申し上げます。

立坑やぐら自体につきましては、表面的なさび等は見られますけれども、構造物としての構造的な強

度等は問題なく、長期間にわたってその存在を保つことが可能と考えてございます。なお、防食防さび塗装等、鉄骨の劣化をとめるメンテナンス措置を施していけばさらに長期にわたって保存することが可能であると考えてございます。

文化庁指定業者についてでございますけれども、公益財団法人文化財構造物保存技術協会の基準を満たした指定事業者が施工を行うこととなります。例としてでございますけれども、伝統的木造建築については、文化財建造物木工技能認定などの基準がございますけれども、立坑やぐらのような近代建築については詳細は明らかではございません。実際に重要文化財になった建物などで当初の改修見込み額と実際の改修見込み額でどのぐらいの差が発生しているかということについては、公開された情報がなく、具体的には把握してございません。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 見守り保存が可能かどうかということは、ちょっと明確な答弁ありませんでした。私も調べましたが、北海道に指定業者というのはちょっと見当たりませんでした。防食塗装等で鉄骨の劣化をとめるメンテナンス処置、長期保存が可能という答弁がありました。再度お聞きします。鉄骨の建設物、建造物は、倒壊の危険性が高いと思われませんが、未来永劫防食塗装だけで保存できるのか。また、今週月曜日の住民懇談会で企画課長、重要文化財指定には最低5年かかる、長期的改修についてはそのとき議会において誤りのない判断をしてほしい、こう答弁されました。行政側にも不安視する声があるのではないかと私は受け取りましたが、これからの将来を担う市職員の声などは聞いているのでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 先ほども申し上げましたけれども、構造物としての構造的な強度等は問題なく、長期にわたってその存在を保つことが可能と考えられることから、耐震補強等の大規模改修、これは長期的改修になりますけれども、これまでは行わ

ない、いわゆる見守り保存、これは可能であるというふうを考えているところでございます。炭鉱遺産活用基本構想につきましては、関連する各課の職員と理事者におきまして議論、検討したところでございます。それぞれの職員個別の意見につきましては答弁を差し控えたいと存じますが、さまざまな意見がございました。その議論の結果、最終的な意思統一を図りまして、このたびの炭鉱遺産活用基本構想となったところでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 長期間にわたって耐震補強等、大規模改修まで行わなくとも見守り保存はできるという答弁でした。これ極めて重要な答弁だと思います。今までは、重要文化財になれば多額の費用がかかると言ってきました。志免町も今そういう議論になっております。結局赤平市でもそういう議論がやはりされるのではないかと私は思います。問題を先送りしているだけだと思います。まして赤平市の立坑は、中に入って見学をするわけですから、見守り保存ではないと思います。見守り保存というのは、お金をかけないで入れないようにして、朽ちていくのを見ることだと思います。また、今市職員の意思統一ができていないということをおっしゃいましたけれども、私はそうは思いません。将来の心配している職員というのは、決して少なくなく、多くいると感じております。市長に聞いてほしいのですけれども、今文科省のことや国会でもいろいろやっておりますが、前事務次官がやめてから記者会見したなどと言っておりますけれども、職員はやっぱり言わないのではなくて言えないのだと思うのです。それが現職中に逆らうようなことというのは、なかなかそう捉えられるようなことは言えないのは当然だと思います、組織ですから。だからこそ、そういった気持ちを酌み取っていかなければいけないのではないかと私は思います。それができなければ市民の気持ちもわからないのではないかと思います。このことだけは言っておきたい、そう思います。

次の質問に移ります。②の地域再生計画についてお伺いをします。ア、作成の経過についてお聞きします。5月16日に委員会に提出されました地域再生計画ですが、地方創生拠点整備交付金の申請の時点で作成され、国に提出したものだということです。住民説明会で市民の方が内閣府のホームページにあったとして取り上げ、質問をされていましたがこの計画、私も内容は交付金内示後に知りました。なぜこの計画が5月16日まで議会に明らかにされていなかったのか。その理由は、ガイドンス施設が地元特産品を販売し、入場料を徴収し、施設の維持管理費に充当することや年間7,000人から9,000人の観光客数を見て、大学教授が十分上回る集客が見込まれると言っている、根拠にもならない理由で立てられたKPIなど、あたかもこの施設で雇用創出し、収益を得ることが目的であるかのような内容だったからではないかと私は思います。委員会では、ガイドンス施設単発で効果を上げるものでなければ、交付金の対象にならなかったため、こういった計画になったという答弁がありました。もちろん市民合意のもとで立てられた計画でないことは言うまでもありません。ここで伺いをします。どのくらいの期間をかけてつくられた計画で、いつでき上がり、今までなぜ市議会に提出をされなかったのでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 作成の経過についてお答えいたします。

ご承知のとおり、今般の地域再生計画につきましては、地方創生拠点整備交付金に伴うものでありますことから、双方記載内容は同様でございまして、ほぼ同時に作成作業を進めた経過がございまして、地域再生計画につきましては、本提出後も内閣府より軽微な指摘もございまして、現在の地域再生計画の形となったのは1月19日でございます。

また、どのくらいの期間をかけてつくられたのかということでございますけれども、本格的な作業ということであれば、1カ月程度と理解してございませぬ。

もう一点、なぜ市議会に報告がなかったのかということでございますけれども、作成作業が非常にタイトなスケジュールの中で行われまして、また内閣府等の指摘等もあり、修正を繰り返しながらの作業となってしまうため、市議会に報告するタイミングを逸してしまったというのが正直なところでございます。あわせて地域再生計画認定後、事後報告となりますが、5月の常任委員会まで報告をしなかったことについては、率直におわび申し上げたいと思います。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 上砂川町の炭鉱館を視察した際、上砂川町の企画課の方も正直タイトなスケジュールでなかなか市民合意まで取りつけるのは難しかったと同じような答弁されておりました。国の制度にまず大きな問題があると思います。交付金を餌に競わせるトップランナー方式のようなやり方で住んでいる市民のことなど全く気にもとめない、こういったやり方だと思います。そして、その交付金を得るために市民、議会に報告せず、交付金がついたからと進めるというやり方、これは決して肯定されるものではないということを申し上げたいと思います。大阪府阪南市では、交付金がついた地域再生計画を見直すと言って出馬した市長が当選し、今市民的な合意を得るべく再検討がされています。決して国に顔向けができないといったことではないと思います。市長、考え直す、見直すことを考えませんか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 今般の地域再生計画につきましては、地方創生拠点整備交付金、つまりガイダンス施設を効果的に運営していくための計画でもあります。したがって、これまでのガイダンス施設建設における市議会での議決などの経過を踏まえまして、現行の計画のとおり進めてまいりたいというふうに考えてございます。しかし、今後運営方針など細部につきましては、計画を進めていく段階でそのときの状況に応じて柔軟に対応してまいりたい

と考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 これ議決の経過といっても議決には全く関係ないのです。内容が示されていないからです。見直さない理由にはならないと思います。阪南市の例では、内閣府は交付金を返せということはありません。市民の合意のあるものをできるのを待つというふうに委員会ではおりました。それでもこの計画は変えないという今答弁ですが、結局これ市民が何を言ってもだめなのだと、諦めてしまうのではないかと私はすごく心配になります。見直さないと言ったこの国に高い評価を得たという中身について、次の質問でやっていきたいと思います。

イのガイダンス施設についてお伺いをします。決して市民の大多数が認めたと言えないこのガイダンス施設ですけれども、この計画は自立性が先導的であると認められる理由にあります。しかし、住民説明会ではガイダンス施設の入場料は数百円を考えると答えたことから、私は入場料500円としても維持管理費約1,000万の半分にも満たないのではないかと委員会で質問しました。すると、ガイダンス施設の入場料は無料と考えており、ガイダンス料を取ると答えられました。しかし、ガイダンス料について明確な答弁というのは、そのときはありませんでした。上砂川町の炭鉱館に視察に行き、入場料は大人100円、子供50円を取っていたが、平成28年からは取っていないということを聞きました。現実にはこうなっていくのではないかと、見直すべきではないかと質問をしてもガイダンスは交付金もつき、予算も議決されていることが大前提で、この計画も認定されているので、平成30年度から目標に向かって進めていくと答弁されました。確かに議決されました。交付金もつきました。しかし、その根拠となるべきこの計画は、市民の方々も市議会も知りませんでした。国だけにいいことを並べて交付金をもらって、後からこういうものでしたと出してきたという

ことになり、そこでお聞きします。ガイダンス料は幾らとして、雇用は何名つくる、維持管理費用はどうなる見込みか、自立性があるのかなのか、お答えください。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 地域再生計画について、ガイダンス施設についてお答え申し上げます。

ガイダンス料につきましては、検討段階ではございますけれども、大人1人当たり1,000円以内を想定してございます。

また、雇用についてでございますが、正職員1名、臨時嘱託職員1名、地域おこし協力隊1名、このほかガイド活動、市民団体への一部業務委託等の体制を考えてございます。これに伴います維持管理費でございますが、地域おこし協力隊の活用によりまして、3年間人件費、活動費の特別交付税の措置が得られると考えてございまして、したがって人件費を含めた維持管理費の合計は、当初想定1,000万円を下回る金額を予想してございます。

自立性についてでございますけれども、一般的に公共の社会教育施設に関しましては、人件費を含めた維持管理費について、入場料等の収入で賄うことができているケースというのは、ほとんどございません。これは、経済性のみ観点ではなく、教育や歴史、文化といったものについて、守り、残し、市内外の方に活用していくという至上主義ではない社会教育施設としての存在意義にほかならないものであると考えてございます。このガイダンス施設でございますが、赤平市の炭鉱遺産の価値や歴史、文化財としての存在について広く知ってもらい、市民にとっては歴史の保存、継承を、市外の方につきましては赤平市の魅力をPRする施設として交流人口の増加や経済効果など直接的、間接的な波及効果をもたらすものと考えてございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 今まで取っていなかったガイダンス料を今度は1,000円以内で取るということです。そして、ガイダンス施設の入場料は

やっぱり無料と。これで本当に人がリピーターが来て、毎年7,000名から9,000名来るのかということですね。私は、正直ちょっと期待できないのではないかと思います。職員、正職員1名、臨時嘱託職員で1名、地域おこし協力隊1名。確かに協力隊は交付税措置ありますが、この地域再生計画の中にはどこにも書いていないわけですね、協力隊のことは。雇用創出をするとして国に出した計画で、国に人件費を出してくれと言っているようなものではないでしょうか。だから、これ記述できなかったけれども、後からつけ足したということになると思います。国に対して自立性として今言ったように雇用創出、特産品販売、収益性、こういったことを入れ込み、自走化を目指すとしながら、市民に対してはどう説明するかということ、収支均衡とれないのが一般的だと、社会教育施設だと、社会教育の観点から行っていくと、交流人口をふやして波及効果を上げていくのだという説明をするわけです。ですから、市の税金が投入されても何らおかしくないという説明になるのです。私は、国に対して、市民に対して、やっぱり説明が矛盾すると思うのです。これ逆に言ったら国にも市民にも顔向けできないということになると思うのです。今のところ矛盾していると思いませんか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 再質問いただいた内容についてお答え申し上げます。

地域再生計画の中では、地域おこし協力隊の明記はされてございませんが、炭鉱遺産と関係のあったNPO法人、それから各種団体と協議、連携を図りまして、管理運営について自走化、これは自立化というものを目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 これはだめだと思います。市民は納得しないでしょう。自走化できないから、市民には社会教育の観点からという説明をするのですよね。それで、経費がかかるのはやむを

得ないと。内閣府に対しては、今日指すと言っているから、できなくてもいいということになるということですか。そういうことだと思うのです。住民説明会でも国や市民両方に、悪く言えばうそをついていると言ってもいいのではないかというふうな指摘があったと思います。私も委員会でやっぱりこれダブルスタンダードなのではないかということをおっしゃっています。矛盾していることを目指しているという言葉でごまかしている。結局市民負担を軽くするために交付金をとりに行った、そう言っていますけれども、交付金ありきで話がスタートしているのだと思います。ゼロベースからのスタートではないのだと。そういうごまかしの答弁がこの計画には見られません。やっぱりこの交付金、無償譲渡、ここがこの計画のスタートだったということがはっきりしたのだと思います。

次の質問のほうに行きます。③、今後の方針についてお聞きします。今までこの議論で炭鉱遺産活用について、いろいろ問題点を私指摘してきたと思います。基本構想は、市民の方々の意見を聞き、大規模な公園化は断念したということをはっきりしました。ここは、評価されると思います。炭鉱の歴史の保存継承に携わってきた方々も例えばスポーツゾーンや多目的ゾーン、またパークゴルフ場というのは、保存継承には必要がないと理解もしてくれるのではないかと思います。立坑の重要文化財指定もできることになってほしいと願うのが当然かもしれませんが。無償譲渡を受けた今、ますます期待してしまうと思います。しかし、現実的には人口減少が見込まれ、やる気や交流人口で赤平市を持続させていくのは、私は現実的ではないと思います。歴史の保存継承というものは否定されるものではありませんが、未来永劫立坑を維持管理していくことだけが保存継承なのではないでしょうか。立坑は、見守り保存がきかないということは私申し上げました。歴史の継承と未来の赤平市民のためにも、当初この計画では30年は倒壊の危険性がないということをおっしゃっていました。それまでの間、それであれば安全対策しながら

ら活用していけばいいと思います。そして、その間に解体する費用を積み立てていく、倒壊の危険が来たときは責任を持って解体してもらおう、そういう決断が必要ではないかと思います。これ以前若山議員も質問されていたと思いますが、私もこれ現実的な案だと思います。市民の合意のもと、将来への不安をなくすためにそういった計画に見直すべきだと思いますが、市長、今後の方向についてお聞きします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 今後の方針についてお答えをさせていただきます。

これまでの市民説明会や住民懇談会の中でもお話をしておりますとおり、今後におきましては重要文化財の指定に向けた作業を進めてまいりたいというふうに考えております。そのためには、まず短期的な施設の整備といたしまして、立坑やぐら建屋の劣化の防止と立坑やぐら本体の点検や部分的な防食塗装、市民活動のための場づくり、旧住友小学校に保存している炭鉱資料の移設、一般公開のための準備など短期的な施設整備が必要と考えてございます。重要文化財の指定に向けた作業を進めていきまして、指定された際には文化庁によります保存方法が検討されるものというふうに考えております。なお、重要文化財の指定にならない場合も当然に想定しなければならぬものでございますけれども、重要文化財の指定等の動向も見ながら今後5年間の成果と反省を検証し、6年目以降の新たな整備方針の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 重文指定されれば、結局志免町のようにまたやめられないと、やらなければいけない、市民の意見等を聞かないということになって、また同じような議論が繰り返されるのではないかと思います。無償譲渡を受けた今、市民が要らないと言ってもこれ返せるものでもないのではないのでしょうか。問題を先延ばししないで無償

譲渡を受けた責任をとるには、現状と将来を考えて今から対策することが当然国に対しても市民に対しても誠実な姿勢になるのではないかと思います。先ほども言いましたが、倒壊の危険が来ると言われている30年は、活用できるということでありました。当初は、そのような説明があったのです。防食塗装では、安全を保てるという答弁もきょうありました。それであれば、30年後また再度市民や市職員にその対応を任せるとするのは無責任だと思うのです。ましてやここにいるほとんどの方というのは、30年後ここにはいないと私は思います。6年後に検討するとまた言いましたけれども、市長、6年後あなたが検討されるのですか。市長も私も6年後ここにいる保証というのではないのです。6年後と言わずに、今未来に責任のある決断、任期中にできませんか。市長、もう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 再質問についてお答えさせていただきますけれども、基本構想の国の文化財登録及び指定作業を進めるとありますとおり、現在のところ重要文化財の指定に向けた作業を進めていきまして、指定された際には文化庁によります保存方法が検討されるものというふうに考えます。なお、重要文化財の指定にならない場合も当然想定しなければならないというふうに申し上げておりますけれども、重要文化財の指定等の動向を見ながら今は今後5年間の成果と反省を検証し、そして6年目以降の新たな整備方針の中で財源も含めた検討をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君）〔登壇〕 同じ答弁になるのですけれども、例えば社会教育という観点であれば、図書館や体育館や交流センターみらいなど、これから大規模改修、建てかえなど控えているものがあります。小学校や認定こども園の話もあるでしょう。また、将来の市民に負担を残すことになっていくと思うわけです。そうならないために無償譲渡を受けた市長として、責任ある決断をするべきだと私

は思います。さっきありましたガイダンス施設で正規雇用1名、協力隊なんて話は私初めて聞きましたけれども、前者の質問でありました保育士募集しても来ないということもありましたけれども、正職員、保育士のほうを先にとるべきではないですか。高齢者の問題や子育ての問題とこのことを切り離して考えないで、バランスを考えて市政全体を運営していただきたいと思うのです。決してこれ先延ばししないで、任期中にぜひそういった決断をしていただきたいということを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（北市勲君） 質問順序3、1、茂尻地域における公共施設建設計画について、議席番号9番、御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕 通告に基づきまして、質問させていただきます。答弁よろしく願います。

大綱1、①、小学校の統廃合による統合小学校建設計画について伺います。当市における小中学校統廃合は、種々の事情から立ちおくれ、長期間にわたって小規模校の存在を余儀なくしていました。茂尻地域にかかわりのある統廃合としては、平成17年百戸小学校が茂尻小学校に統合され、同じく19年に平岸中学校、茂尻中学校、中央中学校の統廃合が行われ、統合中学校は中央中学校とされました。同じく26年に至り、平岸小学校、茂尻小学校、住友小学校の統廃合においては、統合小学校は茂尻小学校とされております。当市は、空知川沿いに東西に細長い地形を構成し、それぞれ地域の象徴的企業や事業所の後ろ盾もあって、土地柄を生かしながら発展を遂げてきております。また、地域の均衡発展には都市生活に必要な不可欠な商業施設や教育文化施設、医療施設等の公共施設が適正に配置、配分されていなければならない、各地域においても最大の関心事であり、行政は住民の意向を無視した方針提起等の暴走が許されないゆえんでもあります。平成19年から26年にかけて行われた小中学校の統廃合は、地域の住民感情をしんしゃくし、中学校は赤平市街文京方面

に、小学校は茂尻方面とした経緯が認められます。というより、周りから期待されたことは事実であります。最近の赤間、茂尻との統合をめぐる動きでは、突然文京案が浮上し、既成事実を積み上げる動きが見られます。行政の連続性からして感化できるものではありません。それとも、今になって茂尻小学校の存続は、豊里小学校、赤間小学校との合併にまでだったのでしょうか。今までに平岸、茂尻、百戸の広い圏域から高校も中学校も撤退し、小学校もなくなることによる地域振興上のダメージをどのように認識しているのでしょうか。圏域に占める本市人口の約30%の市民が住みなれた土地から離れようともせず、今もって営々と生活しています。一方、茂尻地域の現況だけを見ても商店街が衰退し、病院が撤退したままになっています。子供たちの教育上、統廃合は喫緊の課題ではありますが、これ以上地域の荒廃を加速させないためにも茂尻小学校は茂尻地区に建設されるよう期待して質問しますので、見解を求めます。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（大橋一君） 小学校の統廃合による統合小学校建設計画についてお答えいたします。

ことし3月に策定しました小学校統合に関する赤平市立小中学校適正配置計画の変更計画につきましては、総合教育会議での協議と保護者、関係者など広く市民の意見を求めるパブリックコメントを経て、広報あかびら4月号、そして5月22日から市内7会場において開催した春季住民懇談会においてお知らせしてきましたが、パブリックコメント及び住民懇談会における計画に対する異論はなかったところです。なお、本計画につきましては、子供たちによりよい教育環境を提供することを最優先に適正規模による教育の充実及び学校統合に合わせた教育環境の充実について十分に検討し、作成されたものであり、骨子としましては豊里小学校と赤間小学校の2校を統合するものであり、統合小学校は統合中学校を新築後に現赤平中学校を除却し、その跡地に国の負担金事業を利用して整備する内容となっております。

ます。ただし、統合協議を進める過程において、児童数の減少などにより茂尻小学校を含めた3小学校の統合が望ましいと判断される場合は、保護者及び地域住民の方々との意見交換を重ねて行わせていただき、市内1校とするものであります。そこで、統合小学校の建設予定地についてであります。文部科学省が推進している小中連携一貫教育を将来的に取り組むためには、小学校と中学校との距離が近いほうが好ましいことなどの理由から、現赤平中学校跡地に建設することが望ましいと考えております。学校は、地域の人たちに支えられ、地域に学校文化を創造してきた歴史がありますことから、小学校がなくなることによる影響は大きなものがあると思いますが、赤平市の将来を担う子供たちの健全なる教育のための計画の実現に向けて最大の努力を重ねてまいりますとともに、保護者及び地域住民の方々のご意見、お考えを聞きながら慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕第1回質問でも述べましたが、茂尻地域から高校、中学校、病院が撤退し、商店街は無残にも衰退し、今や小学校までなくなるとしたら、地域崩壊の危惧さえあります。このため、この6月12日には茂尻町内会長会議において、皆さんの声を伺いました。皆さんは、一様に茂尻地域の将来に危機感を持ち、不安を募らせています。ここで小学校がなくなると、先々行政の冷たい仕打ちに対する憤りと無気力感だけが残り、何も期待できなくなるという声が圧倒的に多かったと思います。文部科学省が推進している小中連携一貫教育とは、小学校と中学校との距離が近いほうが好ましいとの理由から、現赤平中学校跡地に建設することが望ましいとのことですが、地域の事情に応じて選択でき、学校は単に児童生徒の教育の場だけでなく、地域コミュニティの拠点でもあり、災害時には避難所になるなど、実際には多様な機能を持っている。そのため、学校の統合を進めるには、保護者、



地域住民の理解を得ていくことが必要となるとされており、念のため申し添えておきます。統合小中学校の立地を教育委員会が地域振興上の理由で曲げるわけにいかないとしたが、一定の行政処分に伴い、特定地域が地域振興上ダメージを受けかねない場合に地域振興を所管する市長部局において、全庁を挙げて救済策を検討すべきと考えてますが、いかがでしょうか。市長の考えを伺います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 茂尻地区につきましては、公営住宅の建設などに取り組んできたところでございますが、今後人口減少対策につきまして、市内各地域ごとに検討していかなければならないというふうに考えておりますが、各種計画の見直しの中で茂尻地区のまちづくりにつきまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕最後に感想を述べさせていただきますが、次の質問入りたいと思います。

2、茂尻地区におけるシルバーハウジング及びその他の公共施設建設計画について。本件については、平成28年第2回定例会において質問しており、茂尻地区におけるシルバーハウジングの建設が困難である趣旨の答弁に対して、個別に答弁内容の問題点を指摘して再質問しましたが、一切指摘に対する答弁がなかったため、答弁に臨む参与席の姿勢に対する指摘も含め、平成28年第2回定例会における再質問においておさらいをすることから始めますので、よろしく願いいたします。当市は、高齢者、障がい者等が安全、安心して自立した生活ができる住宅と住環境整備の一環としてシルバーハウジングの日の出ハイツ、青葉ハイツ、幸町ハイツ、新光ハイツと順次4団地132戸を建設してきており、高齢化が進む過程で生活相談や安否の確認、緊急時対応を備えた高齢者住宅行政は避けて通れない通過点になっており、茂尻地区にシルバーハウジング建

設を願いたい旨の質問をしました。以下、答弁を要約して列挙します。住民の高齢化により建設要望が多いことは理解するが、以下の理由により困難である。1、道内においても整備水準が高いので、新たな整備は難しい。2、建設費用、その後の管理費用がかさむので、これ以上の費用負担は難しい。3、建てかえ移転対象者に影響が出たら困るので、整備が難しい。4、公的住宅依存率が高く、依存率を下げなければならない状況で新設は難しい。なお、茂尻にシルバーハウジングを建設しなくても以下の対応策を講じるので、了解してほしい。5、モバイル型緊急通報システムの普及やシルバーハウジングでのコミュニティ活動の充実のほか、サービスつき高齢者住宅など、民間の高齢者向け賃貸住宅の建設促進支援等を展開方向としている。6、総合戦略ではプラチナ社会形成を基本目標とし、医療の周辺地域にサービスつき高齢者住宅向け介護施設等を整備する。以上、6点にわたって建設が困難とする答弁に対して問題の指摘をしていますが、それぞれに対して再度質問しますので、答弁をお願いいたしますが、初めに各ハイツ別戸数と昨年同時期との最近までの入居戸数の推移を伺いたい。

1、道内においても整備水準が高いので、新たな整備は難しいとのことであるが、日の出ハイツ建設から新光ハイツ建設まで厚い障壁だったはずであり、それでも乗り越えてきた障壁をこのたびは乗り越えられない何かがあるのか、納得のいく説明を求めます。

2、建設費用、その後の管理費用がかさむので、これ以上の費用負担は難しいとのことであるが、突然費用負担に耐えられなくなった原因は何か。それとも、費用をかけるだけの行政効果がなくなった、テーマとして使命を果たしたとでも言うのか伺いたい。

3、建てかえ移転対象者に影響が出たら困るので、整備が難しいとのことであるが、そのような言いわけは議会答弁になじまないというより、行政遂行に当たって日常的に起こり得るアクシデントを何

事もなく処理していく危機管理能力が問われるものであり、なお言い分があれば伺いたいと思います。

本市は、公的住宅依存率が高く、依存率を下げなければならない状況下で新設は難しいとのことであるが、公的住宅供給率の高いのは旧産炭地の宿命であり、供給率を下げることを目的化してはいけない。公的住宅の供給率が高いことを理由に新設が難しいという理念について、理解できるように詳しい説明を求めたい。

モバイル型緊急通報システムの普及やシルバーハウジングでのコミュニティ活動の充実のほか、サービスつき高齢者住宅など民間の高齢者向け賃貸住宅の建設促進支援等を展開方向としているということですが、過去1年間の緊急通報システムの構築数並びにサ高住の実績及び今後の見通しについて伺いたい。

6、総合戦略では、プラチナ社会形成を基本目標とし、医療の周辺地域にサービスつき高齢者住宅向け住宅介護施設等を整備するとのことであるが、この1年間の実績及び今後の見通しについて伺いたい。

最後に、茂尻地区におけるシルバーハウジングだけがどういう理由で今もって実現していないのか伺いたい。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 茂尻地域におけるシルバーハウジング及びその他公共施設建設計画についてお答えをさせていただきます。

シルバーハウジングは、昭和63年にシルバーハウジングプロジェクト計画を策定し、福祉行政と建設行政の連携を図る公的住宅として建設計画を立案。平成元年度から平成19年度にかけて日の出団地32戸、青葉団地30戸、幸町団地36戸、新光団地34戸の合計132戸を建設したところでございます。

各シルバーハウジングの状況につきましては、昨年の平成28年5月31日は全て入居済みでありましたが、ことしの5月31日現在は日の出団地1戸、青葉団地1戸、新光団地2戸、幸町団地1戸の合計5戸

があいている状況でございます。入居戸数の推移であります。平成28年4月から平成29年3月までの間、退去が12戸あり、入居が7戸、5戸のあきとなっております。

整備水準についてでございますが、昭和26年4月1日の資料によりますと、道内のシルバーハウジングの整備戸数は1,082戸、赤平市においては132戸整備してございますので、全道の12.2%のシルバーハウジングが赤平市にあることでございますので、整備水準が高いと説明をさせていただきました。

建設並びに管理費用の関係でございますが、建設面におきましては、公営住宅の附帯設備として緊急通報システムや高齢者生活相談所など高齢者の利用に供するための施設を整備しなければならないことになっており、管理面におきましてはL S Aを配置し、生活相談や一時的な生活支援並びに緊急時対応等のサービスをあわせての提供が必要となることから、公営住宅等の建設に比べ費用がかさむと説明させていただきました。

建てかえ移転の対象者への影響についてですが、現在赤平市公営住宅等長寿命化計画にのっとり、福栄地区の建てかえ事業及び昨年度より吉野団地建てかえ計画につきましても地域に説明しながら入居アンケートや意向調査等を行っているところであります。財政状況を鑑み、学校等の公共建築物の建設や老朽化した施設の大規模修繕の関係から、公営住宅におきましては、工事費の平準化のため、単年度に1棟までの建設を計画的に進めておりますので、現在建てかえの説明をさせていただいております移転対象者への影響が発生すると説明をさせていただきました。

公的住宅の依存率についてですが、公的住宅の依存率が高いことは以前から問題でもあります。議員がおっしゃるとおり、旧産炭地特有のものと判断しておりますが、維持可能な都市経営の観点から、人口規模に見合った良質な公的住宅のストックを目指していかなければならないという状況をご理解いただきたいと考えております。

モバイル型緊急通報システム及びサービスつき高齢者住宅につきましては、モバイル型緊急通報システムは、昨年は11件の申し込み、取りつけがございました。サービスつき高齢者住宅の実績につきましてはございませんでした。今後の見通しですが、有料老人ホームが増床されたこと、ほかの施設にも増床計画があること、サービスつき高齢者住宅運営上の従事者の確保が厳しいことなどから、現状建設計画がない状況と思われまます。しかし、サービスつき高齢者住宅建設促進と入居者の負担軽減を図るため、助成制度の創設を検討しているところであります。

茂尻地区にシルバーハウジングがなぜできないのかとの質問であります。シルバーハウジングは60歳以上の高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができることを目的に建設をするものでございまして、自立できない場合または自立ができなくなった場合はほかの施設に移っていただくこととなります。このことから、赤平市としましては、先ほど申し上げたとおり、サービスつき高齢者住宅へ助成制度を創設し、サービスつき高齢者住宅建設促進と入居者の負担軽減を図っていきたく考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕ありがとうございました。第1回答弁で各項目別に丁寧に回答していただきました。ただ、建設は困難な理由というより、建設に向けてクリアしていかなければならない課題として受けとめさせていただきました。統合小学校建設にかかわる再質問でも申し述べておりますが、6月12日の町内会長会議では建設をお願いすることはもとより、茂尻地区は全市的に見てシルバーハウジング入所希望者が圧倒的に少なかったわけでもなく、今も昔も茂尻から離れたくないと訴えながら泣く泣く各地区のシルバーハウジングに分散入所していった方もたくさんいらっしゃいます。関係者からは、なぜ茂尻地区は今までほったらかされてき

たのだろうかと思しる行政に対する不信感を募らせています。これらの状況を勘案され、納得のいく対応策を提示賜りたく市長の考えを伺います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 先ほど建設課長が答弁いたしましたけれども、シルバーハウジングの建設につきましては、持続可能な都市経営の観点からも今後は難しいというふうに考えてございます。茂尻地区につきましては、公営住宅の建設などに取り組んできたところでございますけれども、今後人口減少対策については市内各地域ごとに検討していかなければならない、そういうふうに考えておりますけれども、各種計画の見直しの中で茂尻地域のまちづくりにつきましても必ず検討してまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 御家瀬議員。

○9番（御家瀬遵君）〔登壇〕今市長からの計画の検討をということで返事いただきました。今回の答弁を地元に戻って、地元と相談してどのような行動ができるか検討したいと思っております。また、今後具体的な回答が出るまで継続して質問をしていきたい。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 0時15分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問順序4、1、炭鉱遺跡活用基本構想の今後のあり方について、2、市長の基本姿勢について、3、基金活用による運用益について、4、現代社会におけるペットとの共存について、議席番号5番、若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕通告に基づきまして質問を行いますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

それでは、大綱1、炭鉱遺産活用基本構想の今後のあり方についてであります。この件につきましては、一部午前中に同僚議員からの質問がございました。私も話ししますけれども、重複するところがございますので、この辺についてはご答弁のほど調整よろしく願いいたします。それでは、①、説明会における市民の反応についてであります。炭鉱遺産活用に関する市民説明会が3月9日に東公民館で開催。会場からの要請で4月に福栄集会所、文京生活館、みらいの3会場でも開催。参加者は、4日間にて合計184名であります。民主クラブでは、全ての会場に出向き、各地域での市民の声を聞いてまいりましたが、余りに反対意見が強く、賛成する人もいたかと思いますが、4会場全てにて自分の意見を一言も発することができなかつたわけであります。私も長いこと議員をさせていただいておりますけれども、市長提案の説明会でこれだけ全会場で反対に遭うのは初めてであります。特に立坑やぐらを毎日見ながら生活してきた住友出身の女性から子育て支援に力を入れるべきで、ガイダンスも含めて反対しますという厳しい内容での発言が印象的でした。炭鉱遺産活用の基本構想は、当初提案では事業費合計が約17億5,000万円なのに5月22日からの開催の全市7カ所における住民懇談会の資料では土木工事費約5億円を削減し、約12億5,000万円となったわけではありますが、予算規模を縮小した理由は何なのか。4会場の市民説明会を経て、市民の声に応えたということなのでしょうか。行政常任委員会でも質疑がありましたが、定例会にて改めて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 説明会における市民の反応についてお答えいたします。

炭鉱遺産活用基本構想の事業費総額を縮小した理由についてでございますが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略での重点施策としての位置づけや炭鉱遺産活用検討協議会のご意見、市民説明会のご意見を総合的に判断いたしまして、今回基本構想を

修正したところでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 炭鉱遺産活用検討協議会や市民説明会の意見を総合的に判断して、ただいまの答弁では今回基本構想を修正したということでもありますけれども、それなりにそこのところは一定程度の評価はできるのではないかなと思っております。しかし、全ての会場で反対され、ガイダンスも含めて反対だとするこの意見、これは会場の人たちの多くの気持ちを反映してまいりまして、炭鉱遺産構想の一部ガイダンスの建設は議会で決まったのだから仕方がないというのが本音であります。そのような市民説明会での市民の反応に対し、それだけこの施策に反対されるのであれば、この構想はここでおしまいにしようという市長の考え方や議論があったかどうか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 市民説明会では、賛成の人もいらっしゃったというふうに思いますが、発言されたご意見では反対しかなかったというふうに思います。かなり厳しいご意見、ご指摘を頂戴いたしました市民説明会でしたので、ご質問の内容も含めて時間と日数をかけて行政内部にて十分議論したところでございます。最終的な基本構想につきましては、炭鉱遺産活用検討協議会のご意見なども踏まえまして、赤平市としては重要文化財指定の可能性にチャレンジしてまいりたいという結論に達したところでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 この経過についてはわかりました。

それでは、ただいまの答弁に沿いまして、次に文化財の関係についての質問をさせていただきます。

②、文化財認定登録の是非についてであります。炭鉱遺産を活用、交流人口をふやしてまちを活性化するという発想でありますけれども、本当に将来的に交流人口がふえるでしょうか。本当にこここのところは大きな疑問であります。ガイダンスが建設され、

立坑やぐらの活用がスタートしても当面は物珍しく人は集まるでしょうが、リピーターがふえるような建造物でもございませんし、何よりの証拠にかつての炭鉱遺産が観光化で成功した例は北海道には全くなく、全国的にも九州の一部を除いてほとんどないわけで、全て失敗で借金だけが残っているというのが現状ではないでしょうか。市民の声にあるように、近隣の炭鉱遺産跡を見て歩くとその辺はよくわかります。先ほど前段でこの辺の質問もございました。炭鉱遺産構想の一部ガイダンスの建設は、議会で決まったのだから仕方がないというのが本音であります。そのような市民説明会での市民の反応に対し、この構想はここでおしまいにしてしようという市長の考え方や……失礼しました。ちょっと読み違えました。今後文化財登録ということで始まっておりますけれども、このところについては登録を目指すということでありますけれども、その道のりは厳しく、不安定で、仮に登録されたにしても、それ以後は予測されている以上の費用がかかり続けるというふうに思われます。将来の人口規模、財政規模を考えると、そして若者がさらに減り高齢化率50%に達するであろうその時代の赤平市民に大きな負担となることは目に見えています。私たちが決めたこのツケを誰が払うのでしょうか。文化財認定登録の考え方は、この段階でやめるべきであり、改めてその考え方を伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 文化財認定登録の是非についてお答えいたします。

重要文化財の指定作業を進めることについての考え方についてでございますが、文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、そして今日まで守り伝えられてきた貴重な私たちの財産でございますし、文化財をいかにして次世代へ伝えるか。現在の人々の暮らしにどのように生かすかといったことを地域の方たちとともに考えていかなければならないものと認識してございます。立坑及びその周辺につきましては、文化財としての価値が十分であると複数の専門家

からのご意見もございまして、市民説明会のご意見や炭鉱遺産活用検討協議会考え方を踏まえまして、このたびの炭鉱遺産活用、基本構想の中で国の有形文化財への登録、重要文化財への指定に向けた作業を進めていくという方針としたところでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁では、反対する多くの市民の声は届かないと思います。文化財登録への理想に燃えた考え方や方針のみがひとり歩きしたそんな感じの答弁であったと思います。市民への財政負担については、この辺については避けて通るつもりなのでありますか。このたびは、非常に財政的な問題に触れていないという部分については、今後の中でまた質問していきたいと思えます。

ことしから立坑やぐら保存計画が動き出します。動き出した……始まったと思います。ガイダンス施設も来年には完成することでありましょう。必要最小限、子供たちの社会教育への道は開けることになりました。ここまでの計画が実現した段階で炭鉱遺産構想の商業ベース化は諦めるべきで、また市長の固執する立坑やぐらの文化財認定登録問題は断念し、本来のまちづくりに取り組むべきであります。当市の一番の課題は、人口減少対策のはずであります。市民説明会の中でもある会場で炭鉱遺産に金をかけるくらいなら、発想の転換をして3億円を出せば企業はやってくる、こういう発言がございました。まさにそのとおりであります。確実に人口をふやすためには、数字的見通しの立たない交流人口を当てにするのではなく、当市に存在する各企業を確実に育て上げることではないでしょうか。企業が安定するとともに、働く人たちの生活が安定し、企業からの法人税や社員からの所得税が市の安定した収入となり、将来の財政健全化につながることであります。文化財認定登録への道は諦めて立ちどまり、ここから当市にとっての最重要課題に向かって方向転換するべきであります。いかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（島山渉君） 当市にとっての最重要課題の取り組みについてお答えいたします。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の策定方針にありますとおり、最重要課題として早急にこれまで以上に人口減少対策に取り組み、将来的にも持続可能な地域社会を確立していかなければならないものでございます。最重要課題の人口減少対策について取り組みに当たりましては、恵まれた自然環境と地域資源を生かした個性と魅力あるまちづくりも必要でございまして、具体的には炭鉱遺産の継承と活用をあわせた戦略的な施策を進めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 この質問につきましては、市長からの答弁をお願いしたいと思います。地方版総合戦略の一つに炭鉱遺産活用が入っておりまして、それを目玉として力を入れているようでありすけれども、市民のあれだけのブーイングを押しつけて国の政策を推進するつもりなのでしょうか。仮に戦略施策が功を奏し文化財に認定されても、文化庁の基準による修復費用は予測される以上にかかり続けます。市の財政負担は、市民生活に大きく影響するわけでありまして。文化財に指定された後の事業費約8億8,000万円は、このたびの事業予算から削除するべきであります。文化財登録構想は、次世代への市民に任せるべきであります。私には、市長が国へのメンツだけで取り組まれているような気がしてなりません。市民の声を乗り越えてしまうということは、個人的なわがままの域に入るのではないのでしょうか。もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） ただいま若山議員のご指摘にあります事業費の約8億8,000万ということでございますが、重要文化財に指定された後に予想される事業費でございます。市民説明会でも申し上げておりますが、財源が確保されなければ私は実施し

ませんというふうに申し上げているとおり、重要文化財に指定されない限り、長期的改修あるいは耐震関係などの事業費約8億8,000万円の大規模改修はできないというふうに考えております。また、重要文化財の指定につきましては、文化庁が判断するものでありまして、認められればまさに貴重な私たちの財産であります。将来国から重要文化財として認められた暁には、貴重な財産として保存、そして継承、そして活用をどうか前向きに考えていただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 6月12日、みらいでの説明会にて、一市民から文化とは衣食住の上に成り立っているという発言がありました。赤平では、低所得であっても子育てに頑張っている若者たちが大勢おります。午前中の同僚議員からの質問にあったように、保育所問題が今大変深刻なことになっているわけでございます。このような状況にもあるわけでありまして、また低年金生活でやっと生活している高齢者も少なくありません。また、市民の声にしっかりと耳を傾け、学者が主張する文化優先の理論を優先させることではなく、惑わされることなく、赤平市の実態や実情を見詰め、市民が本当に何を望んでいるのか、見きわめた市政執行であってほしい、このことを最後に要請してこの項を終わります。

③、立坑やぐら解体費用の担保についてであります。立坑やぐらの解体費用に関しては、以前にも質問をしております。しかし、納得のいかないことなのでありまして、改めまして質問したいと思います。立坑やぐらの取得に当たっては、不可解なことで市長を交えた一部の担当者と住石マテリアルズ社との間で水面下に交渉が行われたことであり、庁舎内で取得に当たっての議論がされた様子もなく、また無償譲渡という大義に議会が口を挟む余地がないままに推移したわけでございますけれども、昨年28年7月1日に調印した結果は立坑やぐら解体費用推定約2億は当市が負担することになったわけであり

ます。無償譲渡、ただでもらったと市民に公表しても、実質2億円で買ったことになるわけであり、結果として高い買い物になったことであり、私たちに大きな不信感を植えつけたにすぎません。解体費用についての疑問は、市民からの指摘にもあるところがございます。私は、将来にわたってあの立坑やぐらが重要文化財になるかどうかは未知の部分だと思っておりますし、行政も希望的推測だけで確信はないわけであり、市長は、赤平市が存続する限り保存していくと言っておりますが、その先はどうなるのでしょうか。将来の市民のためにも解体費用2億円は担保し、基金として積み立てておくべきではないでしょうか。改めて伺いたいと思いません。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 立坑やぐらの解体費用の担保についてお答えいたします。

炭鉱遺産活用基本構想の整備の基本方針にありますとおり、10年後に目指すべき姿を具体化するため、スタートしてから5年間の成果と反省を検証いたしまして、6年目以降に新たな整備方針を検討してまいります。国の重要文化財の指定を目指してまいります。この重要文化財の指定につきましても最短でも5年かかることとされていることから、スタートしてから5年間、あるいはその次の5年間の成果と反省の検証の中で重要文化財の指定の状況も見えてくると思われまますので、立坑やぐらの最終的な取り扱いについて、重要文化財としての保存、あるいは見守り保存も含めた検証が行われるものと考えてございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁でありますけれども、立坑やぐらの最終的な取り扱いについて、重要文化財の保存、あるいは見守り保存も含めた検証が行われると言っておりますが、私は壊すにしても残すにしても国がその費用を全額補償しているわけではございませんので、せめて解体費用相当額を積み立てたらいかがですかと言ってい

るのです。もう一度この辺答弁お願いしたいと思えますけれども、私は万が一立坑が残ったとき、その場合将来の人たちのためにもせめて財政的な支援という意味も含めて、この2億円を積み立てていったらいかがかと。この辺は、私は将来考えて、考え方とは別に譲って考えていることであります。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 基本構想の国の文化財登録及び指定作業を進めるとありますとおり、現在のところ作業を進めるという段階でございますので、5年ごとの成果と反省の検証の中で保存方法における財源についても検証されるものと考えてございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 納得できませんので、この先の答弁は市長にお願いしたいと思いません。解体費用2億円を立坑保存を30年間とすると、1年当たりの積み立て額は666万円。50年間ですると、400万円であります。このような金額を30年後、50年後の市民に背負わせてどうなることでしょうか。余りにも無責任ではないでしょうか。重要文化財認定は、将来への夢や希望でもありますが、大きなかけでもあります。仮に認定になった場合は、補修費用に助成金が該当するようではありますが、認定されることで逆に解体することができず、延々と補修費用の負担が当市に続くわけであり、そんな将来の財政負担を見通せないままに今決断できることなのでしょうか。重要文化財認定は、本来企業自身が操業以来かかわってきた特殊な技術や建造物などを歴史に残すため、みずからの私財を投げ、苦労や努力を重ねた結果ではないでしょうか。公共物ならいざ知らず、企業が廃棄物として処理しようとするものを2億円もの解体費用持ちで当市が取得するとはいかなるものでしょうか。私は、税金の使い方が間違っている、そんな気がしております。ですから、将来の市民負担を心配し、2億円を担保すべきと以前から提起しているわけござい

ます。そのときの答弁は、できませんということでありました。立坑やぐら活用をめぐる先の見えない交流人口対策、見きわめが難しい重要文化財認定の道のり、活用を終えた終末処理、これらなど将来への課題はいろいろありますが、現在の行政が決めた事業の後始末は、未来の赤平市民に押しつけることだけはやめるべきです。炭鉱遺産活用問題は、市長のみならず市議会が承認したとなると議会の責任も将来に問われるわけでございますから、私も今真剣に市長と向き合っているところでございます。立坑の解体費用問題もその一つであります。立坑やぐら取得に当たった責任者としての市長の考え方を改めて伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 立坑やぐらの取得についてでございますけれども、これは赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中で炭鉱遺産公園の整備というのが重要施策として位置づけられました。そこで、炭鉱遺産の世界遺産登録等の研究が中長期施策として位置づけられております。その公園整備の中で立坑はメインとなる施設でありまして、総合戦略の中でも市民の皆さんにお諮りしておりますが、概要版についても全戸配布をしており、十分周知をしておるというふうに思っております。以上のことから、立坑の価値についてなど総合的に判断し、取得に至ったところでございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの説明ではもっともなというふうに聞こえますけれども、しかしまだまだ私にとっては矛盾だなど、こういうふうに思っております。それで、2億円に対する毎年の積立金の確保は非常に難しいと思っておりますけれども、現在財政調整基金は幸いにして20億円ありますので、2億円を定期預金に別途積みかえすることは可能であり、検討に値することです。ましてや多額の長期預け入れでありますので、利息の活用も得られることではないでしょうか。これは、市長の果たす責任の一つと思っております。この辺はい

かがでしょうか。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 将来的な立坑に関する財源につきまして、基本構想の国の文化財登録及び指定作業を進めるとありますとおり、現在のところ重要文化財の指定、これに向けた作業を進めていきまして、指定された際には文化庁によります保存方法が検討されるものというふうに考えております。なお、重要文化財の指定にならない場合も当然に想定しなければならぬものでございますが、重要文化財の指定等の動向も見ながら今後5年間の成果と、そして反省を検証し、6年目以降の新たな整備方針の中で財源も含めた検討をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 市長に最後の質問にしたいと思いますけれども、立坑やぐらの取得計画に当たり、事前に庁議など内部討議が行われず、無償譲渡という言葉で、いわゆる条例であります。そういう言葉を免罪符にして、これだけ多額の費用が見込まれる事業を想定しながら、議会決議を得ようとせず、これは先ほど質問の中にもございました、その議会決議を得ようとせず、譲渡契約を締結。結果として議会を軽視した、このことは紛れもない事実であります。解体するとき、その費用が推定2億円と言われる中で、逆に重要文化財に認定されることにより、文化庁の高い基準に基づく指定業者の補修費用を延々と払い続けることとは、財政負担のどこに違いがあるのでしょうか。文化遺産は解体しない。法律上できないのだ。だから、2億円の費用は残す必要ないのだと言い切れますでしょうか。結果、無償譲渡問題に関し議会軽視などしてないと言えることでしょうか。私に責任はないと言い切れることでしょうか。もう一度答弁をいただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 立坑に関する無償譲渡についてですが、立坑が将来重要文化財に指定された際



には、文化庁による保存方法が検討され、改修等の事業費についても示されるものと考えております。その際には、当然議会に対し、改修等の事業費について議会に提案することになるわけですが、結果として議決が得られないこともあると考えております。私は、赤平市の責任者である市長として、これまで同様に市議会の決定については重く受けとめ、尊重し、行政運営に取り組んでいるところであります。立坑が重要文化財に指定された際には、そのときの議会においてこの立坑の改修等事業費に関する議論をいただくこととなりますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕世間が言うように、常にただより高いものはないと言うわけであり、あの立坑やぐらは、市民の多くが望んで取得したのではなく、市長の願望と一部市民の考え方で取得したという現実を捉まえ、説明会や懇談会での市民の声を十分に受けとめ、今後の炭鉱遺産構想に取り組んでいただくことを要請いたしまして、この件の質問を終わります。

次、大綱2、市長の基本姿勢についてであります。①、市民説明会での市長答弁について。1つ目は、政策への考え方についてであります。炭鉱遺産活用に関する市民説明会が3月から4月にかけて全市4会場にて開催されましたが、市民説明会における市長答弁の一部において、いささかの疑問が生じておりますので、伺いたいと思ひます。市民からのガイダンス建築の必要性があるのかという質問に対しまして、市長は各会場にて国からの交付金が6,000万円だったとしたら、議会に頭を下げて計画はやめるつもりでいたとか、申請内容の先駆性を国が認めてくれて、基準を超えた交付金が1億2,790万円出たので、何が何でもやらなければならない。ただ、国に認められた以上、もう後には戻れない、何としても認めてほしいという旨の答弁がございました。昨年の12月議会では、民主クラブは炭鉱遺産公園整備に係る補正予算審議において修正動議を提

出。激論の結果、4対5という僅差にて否決されましたが、補正予算は可決となり、炭鉱遺産構想の一角であるガイダンス建設が方向づけられ、政策予算6,000万を取りつけることを前提として承認されたわけであり、1億2,790万円の交付金が決定したわけであり、議決した方向で進むしかないのに、やってもよし、やらなくてもよしというふうにとられる答弁を市民に吐露するということは、いかなることかと思ひます。会場全体が反対ムードの中での提案であり、市長は政策実行に不安を感じたのかどうか分かりませんが、行政内部での検討内容と思われることを議会での議決直後に発言することは、市民に不安を与えるだけでなく、やめてもいいかなという事案を議会に諮っているという印象を与えるわけであり、そのようなことは市長の腹の内におさめておくことであり、市民の前で言う言葉ではないと思ひます。懸命に議論した我々には議会軽視の発言であり、国へのメンツを重視した発言は、市民軽視につながることであります。うっかり本音が出てしまった感じがいたしますが、市長として市政執行に携わる基本姿勢に疑問が生じるわけであり、国へのメンツと市民の考え方とどちらが大切なのかと言わざるを得ないわけであり、市長は、みずからの発言を振り返りまして、いかなることでありましようか伺いたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君）市民説明会での市長の答弁ということでございます。政策への考え方についてお答えをさせていただきます。

ガイダンス施設の建設にかかわる国からの補助金であります。地方創生拠点整備交付金に関する市民説明会での発言内容についてでございますけれども、今回の地方創生拠点整備交付金につきましては、極めて短い期間での交付申請と、そして地域再生計画の提出を求められたものであります。全国の市町村でも同様の条件の中での作業となりましたけれども、当初の見込み6,000万円ぐらいの補助金額が予想されておりましたところ、予想を上回る1億

2,790万円の補助金を獲得することができたところでございます。市民説明会の中における発言でございますけれども、厳しい財政状況の中、財源確保に奔走しておりましたところもあり、私の発言にて誤解を生じさせてしまったことに対しましては、率直におわびを申し上げたいと存じますが、決して議会や市民の方々を軽視したのではなく、旧住友小学校に保存している貴重な炭鉱資料の展示、そして保存先としても活用を考えておりますガイダンス施設の建設について、全国レベルの狭き門をくぐり抜け、赤平市の先駆性が認められ、高い評価を得たということを強調した発言でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕市長、ただいまの答弁、少しというか全く違うのかなと思います。予想を上回る1億2,790万円に大喜びしたということについては事実だと思いますけれども、4会場の中でも特に東公民館における市民の猛反対ぶり、これは大変厳しい光景でした。高い評価を得たという自負から一転、批判の矢面に立たされたわけですから、動揺され答弁に焦りが伴ったことは理解できますが、議会で決定したことまであやふやに聞こえるような表現はいかがなことかと思えます。市長ですから、公式の場で会議での裏話的な発言では困ります。今後言動には十分留意していただければと思います。

2つ目は、市民も感じる威圧感についてであります。ガイダンス問題では、市長は予想外の多額な交付金を国が認めてくれたことで何としてでも建設しなければならず、市民の皆さん、これだけは何とか認めてほしい旨の思いを熱く語っておられました。会場のオール反対の雰囲気に対し、何が何でも思いを通そうとする熱弁に市民は異常さを感じ取っていました。複数の市民によりますと、このことは会議においても通じることで、反対する課長の意見もこのような威圧感で封じ込められるのではとワンマンぶりが想定されるとのことです。多少の

誤解はあるかもしれませんが、どのような質問にも自然体での答弁が必要であります。市民の反論に対する市長の余りの熱意、熱弁が威圧感や傲慢さと受け取られ、このことから市政執行に対する市長の基本姿勢を市民は敏感に受けとめていたのだと思われまます。自分では気がつかないことかもしれませんが、このような指摘を受けて市長はどう受けとめているのでしょうか伺いたいと思います。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 市民説明会での市長答弁ということでございます。先ほども申し上げさせてもらいましたけれども、ガイダンス施設の補助金について赤平市の先駆性が高く評価されたことをわかっていただきたく発言したものでございます。多少力が入った発言になったかもしれませんが、威圧して封じ込めようとしたものではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。若山議員の発言にあります市民の皆様から威圧感があるというご指摘については、率直に受けとめさせてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕市長の性格は、非常に正直だということについては理解しておりますけれども、やはり言葉や表現は時と場所を十分考慮していただきたい。私たち市民もこのことで非常に困惑している部分もでございます。どうぞ今後よろしくお願いいたします。

②です。行政執行における職員への対応についてであります。市民説明会での市民の心配やら批判のもと、市長の性格からくるものと思われまます。市長は仕事に対して熱い思いの情熱を持って一生懸命取り組んでいる。だからこそ、事業に対しての市民への説得力にも力が入る。市民に興味のあることや利益になることに対しては、市長に大変市民も好感が持たれる。しかし、興味のないことや不利益になることには、市民は敏感で大きな批判につながる。これは、市民としては当然のことです。

このたびは、やや強引な感じでの説得力だったのかなと思われませんが、市長の答弁で理解してくれた人もいるかと思えます。しかし、疑問の大きな渦はまだまだ残っているようでありまして、この構図を市庁舎の中に当てはめてみたらこんなふうになるのかなという部分でございます。市民に興味のないことや不利益になることには、職制の皆さんだってこれは敏感です。そのような事業を強引に進めようということは、そうすると市長への大きな疑問や不信感につながります。そこに市民が心配する無言の威圧感、これが働くとうどうなるでしょうか。市長は、このところを全く意に介していないと感じているところでもあります。ただいまの答弁で幾らか理解したところでございますけれども、そのように感じている部分かなと思っております。市長の仕事は、職員の意見をまとめ、判断、決断することです。反面、職員からは仕事を教わる立場にもあり、将来にわたっては市民のためによりよい行政マンを育てる立場であります。市民との対話を重視するとともに、職員との対話をも重視する姿勢が大切で市長への評価につながることであります。よりよい行政マンを育てることは、まずはどんな意見でも平常心で聞き入れる力量や寛容さが大切で、会議に当たっては十分議論を交わし、それぞれの職員の意見も尊重しながら、最後は冷静な対応と判断で自分の考え方にまとめていく、このことが大切かと思われま。このたびの説明会における市長の答弁のあり方や市民が疑問に思ったことを形にしていたわけでございますけれども、振り返ってみて考え方があれば伺いたいと思えます。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） しごと・ひと・まち総合戦略がスタートいたしまして3年目を迎えますけれども、議員皆様並びに市民の皆様のご理解とご協力のもと、人口減少率の緩和や出生率の増加など、少しずつではありますがありますが、成果につながっております。これも市内企業や各団体、そして市民の皆様方のご協力のおかげでございます。また、人口減少

対策だけではなく、市役所で行われている行政サービスは数多くありまして、窓口では戸籍や住民票、国保や税金などの行政手続や介護の相談、福祉サービスの申請や家庭の課題についての相談など職員は毎日丁寧に対応しております。継続事業のほかに子育て支援条例や学生地域定着推進、広域連携の協議会の事業、統合中学校の校舎など新規事業についてもさまざまな課題を解決するために課長含めた担当職員との意見交換をし、十分な議論の上、政策決定をしてまいりたいというふうに考えてございます。市長の仕事として、行政のかじ取りが重要な役割だというふうに思っております。今後も赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の4つの基本目標、そして第5次赤平市総合計画の5つのまちづくりの目標に沿って市政執行していくためには、経験豊富な職員の知識や技術、豊かな発想を持って市全体としての意思統一を図りながら取り組んでまいりたいと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 市長にはまだ企業人としての民間的発想が抜け切れておりませんが、行政をつかさどるそれぞれの職員の長所を把握しながら平等、公平に能力を伸ばしていただければと思います。これについての考え方あれば伺いたいと思えます。

○議長（北市勲君） 市長。

○市長（菊島好孝君） 地方公務員法の目的の一つに能率的な行政運営の確保というものがござい。これは、市民のために最少の経費で最大のサービスを提供するように能率の向上に努めなければならないということでございます。まずは、市民の意見を聞き、実現するためには何が必要かを検討し、協議することが重要となります。そのためにも職員間での報告、連絡、相談を徹底するよう心がけております。また、係長、主幹、課長等新たな役職についた職員の研修も行い、所属長である担当課長の意見も踏まえ、必要に応じて意見交換等も行っていきたいというふうに考えてございます。市役所内部

の協議では、可能な限り課長と担当職員の意見を聞き、市長としての判断をする際にもこれらを踏まえて総合的な判断のもとに赤平市としての意思統一を図ってまいりたいというふうを考えてございますので、ご理解賜りたいというふうをお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 市長のただいまの答弁、これは本当に理解することです。今まで私もいろいろ言いましたけれども、本当に今の答弁にあるように、そのように謙虚な気持ちで今後とも対応をよろしくお願いいたします。

大綱3、基金活用による運用益についてであります。①、長期定期預金への切りかえについて。平成27年12月の定例会で何億円もの財政調整基金、財調を無利子で預金するのはもったいないと思ひまして、運用益への考え方について提起したところであり、平成28年度から定期預金などによる基金運用がなされていると思ひますが、その運用方法及び収益金について伺います。また、平成27年度決算書にて、平成27年度末現在の各種基金残高の報告がなされており、合計金額は約29億4,900万円ですが、平成28年度末現在の基金残高の合計額の見込みについてあわせて伺います。

○議長（北市勲君） 会計管理者。

○会計管理者（蒲原英二君） 長期定期預金への切りかえについてお答えいたします。

本市における基金の管理方法につきましては、現在市内金融機関の普通預金にて管理を行っておりますが、平成28年度中における資金運用といたしまして、6カ月の自由金利型定期預金の条件にて市内6つの金融機関に対し利率の見積もりを行い、最高利率の金融機関に2億円を預け入れし、利息額約17万5,000円を収入し、条例に基づき基金へ積み立てをしたところであり、平成29年度につきましては、同じく自由金利型定期預金による資金運用として6カ月及び12カ月の預け入れ期間でそれぞれ3億円ずつの計6億円を昨年度同様の方法により預け入

れを行うべく現在作業を進めているところであります。また、ご質問の平成28年度末の基金残高であります。基金全体で約30億4,700万円が決算見込みとなっております。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁では、平成28年度末の基金残高合計見込み額30億4,700万円になるということであり、現在平成29年度において定期預金等による資金運用として、6カ月及び12カ月のそれぞれ3億円ずつの計6億円の預け入れ作業を進めているところでありますけれども、それであれば思い切ってぎりぎりまでの見直しを行い、歳計の現金不足時に一時借入金の利息を節減するために行う基金の繰りかえ運用に備える額、これを仮に10億円としますと、この分は普通預金で管理するといいたしましても、残りの20億円は定期預金等にすることができ、しかもその半分の10億円程度については1年を超える定期預金での運用を考えてはいかかと思ひしております。これぐらいの金額になりますと運用益もかなりふえるわけで、利息を有効に活用できるかと思ひます。思い切った提案ですが、いかがでしょうか。普通預金から長期定期預金への切りかえについて、1年以上ということになるでしょうけれども、よりよい考えがあれば聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（北市勲君） 会計管理者。

○会計管理者（蒲原英二君） 普通預金から長期定期預金への切りかえ等によるさらなる資金運用につきましては、他市町の状況を参考にするとともに、今後の基金の流れや年度内の歳計現金不足時の繰りかえ運用予定額の把握など財政担当とも十分に協議をしながら検討し、安全かつ確実な資金管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 それぞれの担当課では、一円でも多くの予算が欲しいわけであり、考え方を切りかえることで金利による

生産性を少しでも上げることができるのではと思っております。今の提案がそのとおりになるとすれば、100万単位の利益が出てくるかなと思っております。そういう意味では、お互い知恵を絞りながら、わずかでも財政の健全化に努力することを要請いたしまして、この項を終わります。

次、大綱4、現代社会におけるペットとの共存についてであります。①、ペットと同居可能な公営住宅の整備について。現在高齢化社会の中で動物に心の安らぎを求めて個人住宅で飼っている人、認知症対策も兼ねてセラピー犬を配置している各種高齢者施設もございます。公営住宅、いわゆる公住に住んでいる人は、基本的に犬、猫などのペットを飼えませんが、子育て世代が子供の情操教育のために動物を飼うこともあり、また子育てが終わった人やひとり暮らしの人たちが寂しさを紛らすため、ここ数年ペットと同居可能な住宅を建設してほしい、または整備してほしいという声が私のもとにも多く寄せられております。このことは、全国的に公住を抱える自治体の課題となっているわけではありますが、当市にもいろいろな形での要望が来ているかと思われませんが、ペットと同居可能な公営住宅の整備についてはどのように考えているのか伺いたいと思いません。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） ペットと同居可能な公営住宅の整備についてお答えをいたします。

公営住宅法では、国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。当市の現在の市営住宅の状況でございますが、管理戸数は2,517戸で入居戸数5月末現在1,509世帯でございます。高齢化が進み、65歳以上の世帯比率は59%となり、そのうちひとり世帯は30.5%となっているところでございます。今後も住生活基本計画により建てかえ、除却が進められてい

くところであります。このような中、ペットと同居可能な公営住宅の整備についてどのように考えているかのご質問ですが、現在市営住宅は公営住宅法の基準、社会資本整備総合交付金事業により建設され、また管理されているところは、議員もご存じのことと思います。公営住宅は公のための住宅であり、公営住宅法、赤平市条例に基づいて、入居者の募集、入退去、家賃の徴収等を行い、運営されているところであります。そのようなことから、公営住宅をペットと同居させる目的で建設すること、また特定の目的の入居者を入居させることが現在の規定ではかなわないこともご理解いただけたらと思いません。しかしながら、議員のおっしゃるとおり整備してもらいたいという声があることは承知しておりますことから、今後におきましては住生活基本計画の見直しの中で検討していくことが必要と考えております。しかし、さきに述べたことから公営住宅として建設は難しく、ほかの市の単独事業、政策として建設においては財源の確保、管理の方法などさまざまな問題が発生することも予想されます。今後住生活基本計画の見直しの中でペットと同居可能な公営住宅の建設の可能性を検討してまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいま話に出ました住生活基本計画、この見直しについては、いつごろどういう形で決めることでしょうか。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 住生活基本計画につきましては、平成27年3月に作成をいたしましたので、平成36年度までの計画でございますが、中間時期であります31年度に見直しの検討をいたしますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁で理解いたしました。現段階でペットが同居可能ということは、公営住宅なだけに大変難しいことは十分承知しているところでございます。時代のニーズ

ということもございまして、市民の要望にも応えてあげたいわけでありまして。ただいま言いましたように、住生活基本計画の見直しということで先の話ではありますけれども、その中でこの可能性について検討していただければというふうにお願いします。大変なことだと思いますけれども、どうか前向きでの検討よろしく願いいたします。

次、②、動物愛護法下におけるペットとの共存についてであります。この質問は、動物の命の大切さをどう認識するかにかかってまいります。近年ブリーダーの倒産による多頭飼育の崩壊が動物虐待としてテレビや新聞報道になることもしばしばございます。そのほかに個人的にもさまざまな理由でペットを飼い切れない事情が発生する場合があります。転勤や家族の事情による引っ越し、公住の住みかえ等、住宅移転に伴うペットの遺棄があり、現在では高齢者の孤独死によるペットの悲劇もよく報道に出てまいります。公営住宅が比較的多い当市においても公住の住みかえ時には、特に猫の遺棄が多く見られまして、野良猫となり年々ふえ続け、ふん尿などにより畑の作物や庭木などに被害が及んでくるわけでありまして。被害をこうむった人は、猫を目のかたきとし、愛猫家はそれをよしとせず、互いに解決のできない地域の大きな課題となっているところもあるわけでございます。一昔前まで犬や猫などは捕獲されると全てが保健所送りとなり、屠殺処分されていましたが、現在では動物愛護法が強化されるとともに市民要望も後押しして、各自治体でも動物の命に対して前向きに取り組む姿勢が見えてきているようでございます。近隣自治体でも犬や猫の里親探しを積極的に行うようになり、殺処分の延期を検討する保健所も出てきているようであります。また、動物愛護の気持ちから遺棄された犬、猫を個人的に多頭飼育している人もいるわけでもございまして、そのほとんどの人たちが小犬や小猫がふえないよう避妊や去勢手術などに経済面でも大変苦労されていることを時々耳にいたします。また、預かりボランティアやボランティアグループに

よる施設での共同飼育により多くのペットの命が救われているケースもあるわけでありまして。人それぞれが個々に動物の命の大切さを思う気持ちはあっても、それだけでは多くのペットの命を救うことができないのが現状でございまして、市民と行政の共同認識による作業があつてこそ動物の命が救われることになるかと思うところでございます。古い住宅をボランティアグループに開放するとか、ペットの避妊、去勢手術の費用を公費で半額助成するとか可能かと思いますが、動物愛護法と命の大切さについて、またその対処法についての行政の考え方について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（町田秀一君） 動物愛護法下におけるペットとの共存につきましてお答えを申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法は、ご存じのとおり人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としておりまして、動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取り扱いや動物の健康と安全を守ることを通じまして、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただかわいがるだけではなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指しております。当市におきましては、現在登録済みの犬は402頭を数え、猫も相当数おりまして、愛犬家、愛猫家が多くいらっしゃいまして、大半の方はマナーを守り適切に飼養されているのではないかと考えておりますが、滝川保健所におきましては昨年度犬が21頭、猫が67匹引き取られており、そのうち当市から引き取られた犬は2頭、猫は1匹おりまして、全て譲渡されたところとご報告いただいたところでございます。今年度につきましては、まだ当市からの引き取りはないものの、先日も新しい飼い主募集を実施したところ、無事子猫でございますけれども、3匹譲渡できたというふうにお話も伺っているところでございます。このほか、滝川市に殺処分ゼロを

目指し、犬猫保護ハウスをつくりたいとして、動物保護ボランティアの方が中心となって活動されておりますし、長沼町にございますNPO法人におきまして行政処分される犬、猫を引き取りまして飼い主の募集をしており、さらに野良猫に餌を与えるだけでは飼い主不明の猫が集まり子猫を産み、結果としてまた不幸な猫がふえてしまうことから、お話のございました避妊、去勢手術の費用の助成につきましても北海道内を対象として実施しております、このような情報を関係機関等との連携を図りながら発信していきたいと考えておまして、さらに動物愛護法の第4条では9月20日から26日までを動物愛護週間と定めてございますことから、この時期に合わせまして命あるものでございます動物の愛護と適正な飼養につきましてPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 若山議員。

○5番（若山武信君）〔登壇〕 ただいまの答弁理解いたしました。地域の問題では、やっぱり猫が多いわけでありましてけれども、いわゆる猫だらけというふうにやゆされる地域もございしますが、紛争の種の野良猫をふやさないこと、命のコントロールということも大切であります。その部分のところは保健所送りがなく、いわゆる救済の方向に今進められている話がございましたので、そういうことでは本当に理解のできる答弁だったなというふうに思っております。問題が発生したときは、これからは先の話になりますけれども、十分に相談に乗っていただきたいと思っております。なお、9月20日から動物愛護週間とのことでありますけれども、命ある動物の愛護とマナーを中心とした適正な飼い方についてのPRをよろしくお願いしたいと思います。やっぱり愛猫家もおりますけれども、愛犬家もおりますけれども、マナーが悪いということは非常に苦情の出るものになりますので、この辺のところをしっかりとPRしていただきまして、そのことを要請いたし

まして私の質問を終わります。

以上をもちまして、私の一般質問の全てを終わります。それぞれに答弁ありがとうございました。

○議長（北市勲君） 質問順序5、1、市民がまちづくりに関わりやすい仕組みづくりについて、2、近隣地域との連携について、3、わかりやすいまちの印象づくりについて、4、高齢者が安心して住める環境づくりについて、5、青少年のスポーツ育成について、議席番号3番、植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきますので、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

大綱1、市民がまちづくりに関わりやすい仕組みづくりについてお伺いをさせていただきます。まず、市民がまちにかかわるかかわり方といたしましては、さまざまな形がございましてけれども、内閣府の調査によりますと、今高校や大学生が授業内で社会と通じ合うためのボランティア活動の時間が年々ふえているという傾向にございます。さらに、この国民の意識調査の中におきましては、ボランティア活動に関する情報提供、マッチングの支援、ボランティア休暇制度などの普及を行うことの要望が多くなってきているという調査結果がございまして。当市におきましても、そのような取り組みを強化することは大切になってきているのではないかとこのように感じています。そう考えますのも、まちづくりに関するメンバーの固定化や各イベント、お祭りなどでも人手が足りなくなっているという現状があるからでございます。そこで、もう少し多くの市民がまちづくりにかかわりやすい仕組みをつくっていただきたいという観点から質問をさせていただきます。①、年間行事カレンダーの制作についてお伺いをさせていただきます。先日住民懇談会の際にも意見がありましたけれども、赤平の行事、イベント情報が地元新聞などにも掲載が少ないなどという意見も寄せられていました。私のところにおきましても、赤平のイベント情報をもっと発信してほしいという意見は寄せられています。そして、イベントに

かかわっている者からしてみますと、行事の準備に没頭してしまっていて、なかなか掲載する新聞に伝えられなかったりだったりとか、タイミングが図れなかったりだったりだとか、経費もなくて掲載PRの方法がうまくできななかったりだったりとかいうその歯がゆさを感じる部分もあるのは現状です。それぞれの興味のレベルによりまして、またその視覚的に活字の見え方も変わってくるというふうに思いますけれども、人口の少ない地域におきましては、日ごろからのまちづくりの行事、イベントの情報を民間主催のもの、行政主催のもの関係なく、市民に発信する工夫が行政においても必要な観点ではないかなというふうに強く感じております。先日ある高齢者の家にお邪魔をした際に、皆さんもご承知のとおりだというふうに思いますけれども、赤平ラブリー推進協会が作成してしまっていて全戸配布しているカレンダーですけれども、1年間見渡せるものですが、日程がとてもわかりやすく見やすいというご意見をいただいております。そのように誰もが見やすいような1年間の行事を掲載しているカレンダーを作成するという方向性はいかがでしょうか。その作成方法にもいろいろとあるというふうに思いますけれども、民間主催の行事やイベントも掲載の希望をとりまして、市民が1年間の赤平の行事やイベントがわかりやすく、年間行事に参画しやすいような方向性を築けるのではないかなというふうに感じますけれども、この件につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（畠山渉君） 年間イベントカレンダーの制作についてでございますけれども、市のホームページに年間行事というページがございますので、トップページから進むことができます。月間カレンダー形式で行事の名称、時間、場所、申し込み先などを掲載してございます。主に広報あかびらに掲載したお知らせ欄などから行事を抜き出しまして登録してございます。行事は、市及び市に關係する団体などが主催するものや共催、後援などで参加している

ものを掲載してございます。市内の団体や企業でさまざまな行事、催しが行われてございますが、市が關係する行事以外は扱ってございません。例外といたしまして、福祉、健康、スポーツ、文化、防災、防犯など市民に対する公益につながる中身につきましては、それぞれ内容を判断しながら掲載する場合がございますが、原則的に行政といたしましては行事の目的や結果が団体や企業の直接的な利益となるという判断がされる場合については、ほかの団体との利害關係が生じることがございますので、市の媒体でお知らせすることはできないものというふうにご覧させていただきます。行政にてカレンダーページを運営するとなりますと、公益性や全体のバランスを見ながら、結局は何らかの制限がかかったものになってしまうかと思っておりますので、市民団体の行事を広く一律に掲載するという事は難しいと考えてございます。市民活動の周知につきましては、広報あかびらへの掲載などのお問い合わせを受けることがありますことから、今後例えば広報あかびらの中で市民活動を紹介するコーナーを設けるなど比較的制限を緩和して周知を行う方法を検討してまいりたいと考えてございます。その場合も一定のルールは必要となりますが、広報やホームページへの有料広告の掲載との兼ね合いがございますので、これらを踏まえてまして進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいま行政が主催であるからということと民間のそういった利益性が発生するからということのお考えもお聞きしましたけれども、やはりこれからは互いに協力し合う場面というのが、今もですけれども、たくさんあるというふうに思うのです。ですから、協力体制を高めていくという観点においては、もう少し幅の広い視野が必要になってくるのではないかなというふうに感じていますので、そのあたりもご検討いただけたということだったのですけれども、今はちょっとカレンダーと、紙媒体のことでご質問していますので、その紙媒体というか、広報のほうの充実を図っ



ていただけたらなというふうに思っています。それで、要望になりますけれども、年初めにそういった情報を集約するというのはとても難しいというふうに思うのです。それで、1年間のそういったカレンダーは難しかったといたしましても、広報にごみのお知らせというのが毎日カレンダー形式で入っているのです。何かそういったものに折り込むであったりとか、例えば今せっかく赤平のラブリバーの推進協会のカレンダーがあるものですから、そういった方たちと協力し合うだったりとか、そういったスタンスもあっていいのではないかなというふうに思っています。先日3月に札幌赤平準備会というのが札幌で実は開催したのですけれども、赤平出身者にも多く集まっていたのですが、そこでスタッフ側で年間の月別イベントカレンダーというのをつくって配ったのです。それが結構好評でありまして、赤平のまちづくりに参画したいというお話もいただいたぐらいだったのです。ですから、後ほど携帯電話の情報発信のことも言いますけれども、今はちょっと紙媒体としてやっぱりTPOに関して情報の見やすさだったりとか、わかりやすい情報提供のあり方というのを考えていくのは大変必要なことだなというふうに思いますので、今後も検討いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、関連いたしまして②の携帯電話を利用した行事の情報の発信についてお伺いさせていただきます。今ではソーシャルメディアという世界でフェイスブックやラインといったSNSの活用が大変活発であるということは、ここにいらっしゃる皆様もご存じかというふうに思いますけれども、さまざまなデータを配信できまして、ビジネスや出会いの場をつくるだったりとか、大変可能性を見出せる世界観があるものとして活用されていることですが、その活用されている人も年々多くなってございまして、平成27年度の総務省の調査によりますと、その1年間で利用した経験のあることを尋ねたアンケートの中では、ラインというものを皆さんご

承知かと思うのですけれども、約40%の利用率ということとフェイスブックといったものが35%、ツイッターが31%の順となっております、年代別に利用はやはり年齢層が高くなればなるほど下がっている傾向にはありますけれども、フェイスブックにつきましては、20代以下で約5割、30代、40代で4割弱、60代以上で2割以上の人が見ているということでございまして、情報の普及率といたしましてはフェイスブックというものが安定しているのではないかなというふうに思います。また、その逆にパソコンを開いてメールを確認するといったことよりも、手元にある携帯電話でメッセージを確認するであったりとかということも、返事もすぐできて大変便利であるということで、最近私もそうなのですが、パソコンでそういった確認をするよりも携帯電話での連絡をやりとりするだったりとかタブレットでやりとりするということが本当に多くなってきている世界だなというふうに思います。それと、最近企業の中におきましても、そういったSNSを利用した情報交換であったりとか、昨年の防災現場のところでは、建設業界におかれましてはラインでもやりとりしてまして、やはり話すよりも全体に周知もできるケースの割合が大変迅速に対応できるということで評価されていることとございまして。そこで、当市におきましてもソーシャルネットワークの利便性を活用いたしまして、市内の行事であったり、イベント、まちづくりの情報発信をする仕組みをつくってはいかがでしょうかというふうなご相談でございませぬ。スマホ普及率もアップしているというふうに思いますし、情報を見に行くといった感覚ではなくて、情報をいち早く目の前にとどめさせるといった工夫が必要な今現代であるというふうに思いますので、情報発信をする際に行事やイベントの協力者、ボランティアの呼びかけなどを同時にしながら民間連携との連携も必要となってくるかというふうに思いますけれども、市民とテンポよく情報発信、収集に努めていただきたい、工夫も考えていただきたいと思っておりますが、この点につきましてはいかがでしょ

うか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（島山渉君） 携帯電話を利用した行事情報の発信についてお答え申し上げます。

現在赤平市におけるインターネットを介した情報発信でございますが、公式ホームページとフェイスブックで行ってございます。フェイスブックは、携帯端末でも見ることができますし、市から発信する情報を気軽に目にすることができるかと考えてございます。当初例として挙げられましたラインの活用も検討いたしました。ラインは直接メールのように携帯端末への情報を送り込むことができる反面、まずは赤平市の情報を受け取るという登録をしてもらいまして、意思表示された方に対し情報提供をする形となりますので、広く周知するという点につきましてはフェイスブックのほうが比較的に有効であろうと判断した経緯がございます。そのほか、SNSにはさまざまなものがございますけれども、多くの取り扱いをいたしますと管理が難しいことから、フェイスブックに絞って情報発信を行ってございます。赤平市のフェイスブックを開設いたしまして1年が経過いたしましたけれども、試行錯誤をしながらこれまでは主に行事の結果についてお知らせすることが多かったというふうに思います。行事の開催前にフェイスブックの記事を投稿していけば、お手伝いが必要になったときの募集でありますとか、当日の集客効果を上げることに繋がっていくというふうに思いますので、今後そうした活用についても行ってまいりたいというふうに考えてございます。SNSにつきましては、ごらんになった方が情報を拡散させるという機能がございますので、さらに情報を広げてもらうことができると考えております。市といたしましては、市民の皆様には赤平市役所のフェイスブックをごらんいただけるよう、また情報の拡散にご協力をいただけるよう周知を図ってまいりたいと思いますので、ご協力、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 私も赤平市のフェイスブック見させていただいてはいますが、大変きれいな画質で、景色だったりとか子供たちの表情だったりとか大変楽しみにさせていただいてます。それで、その情報発信共有をぜひ続けていただきたいというふうに思っていますが、赤平市としても立ち上げていただいておりますので、ここにいらっしゃる皆様もぜひフェイスブックのアプリケーションを登録していただいて、ぜひフェイスブックで情報シェアできますので、そういったことを確認したり、そういうシェアをしたりとかということの普及活動を皆様とともにやっていけるような体制づくりというものもこれから必要になってくるのではないかなというふうに思っております。それで、そういったフェイスブックを実はアプリケーションとして登録していないと、ちょっと知らない方もいらっしゃるというふうに思いますので、1年間を経過して、これからどんどんそういった情報を発信していきたいというふうな今意気込みを聞いた中ではフェイスブックとして赤平も情報発信していますと、そのアプリケーションだったりとかダウンロードだったりとか、ごらんくださいというような周知だったりとかというものも広報あかびらとかで積極的にしていただくべきではないかなというふうに思っておりますので、そういったところもご対応よろしく願いいたします。

続きまして、③に入らせていただきます。当市の独自のボランティアポイント制度の検討についてお伺いをさせていただきます。本年度の当市の取り組みにおきまして、市民の自発的な公共活動を応援するとともに年間市税の1%を上限額として市民発案の施策を実現するなどといったより一層の市民参画のまちづくりを推進していくと掲げられておまして、その取り組みに対しましては大変期待をしているところでございます。多様化する時代背景の中におきまして、組織、団体としてだけではなく、個人としても地域づくりやボランティアしやすい仕組みづくりというのも同時に強化をしていただきたい

というふうに思っています。そこでなのですけれども、これまでも何度か質問をさせていただいてございますけれども、ポイント制度の導入の提案を再度させていただきたいというふうに思います。また、それも当市独自のあり方のポイント制度をぜひ見出させていただく時期ではないかなというふうに感じております。まち全体の行事、イベントの協力体制、またさらに商店街の活性化、福祉施策の問題など、多部門にわたりましてまちづくりというか、市民のかかわり方が今高めていく仕組みづくりというのが本当に求められているのではないかなと思ひまして、それに対しましてはこのポイント制度というものが可能性が高いのではないかなというふうに感じるところがございます。苫小牧市の事例で言いますと、ご存じの方もいらっしゃるかというふうに思いますけれども、とまチョップポイント制度というのがあります。とまチョップというのは、地域のキャラクター名でございますけれども、この内容といたしましては、市内でためて市内で使えるお得なポイントカードということになっていまして、市内のとまチョップポイント加盟店で買い物をした際に100円で1ポイントたまるのです。そしてまた、市民の行事だったりとかイベントに参加したり、公共施設を利用するとポイントがたまります。そして、近くの大型スーパー、ショッピングモールなどでもポイントがたまる仕組みになっていまして、そのためのポイントを1ポイント1円として市内の加盟店で利用することができるという仕組みでございます。これは、ある一つの例でございますけれども、このようにさまざまな分野においてポイントがたまるシステムをつくり上げている市も最近はございますので、市民がまちづくりに参加しやすくする工夫の一つとして、また同時にまちづくりの活性化につながるということの観点でこのポイント制度の仕組みを当市の関係者におきまして検討を進めていただきたいというふうに思うのですけれども、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 企画課長。

○企画課長（島山渉君） 当市独自のボランティアポイント制度の検討につきましてお答え申し上げます。

ボランティア活動の促進やボランティア未経験の方々がボランティア活動を始めるきっかけといたしまして、またボランティア活動に従事している方がさらに活動に張り合いが持てるようにする目的でボランティアポイント制度の検討が各自治体で行われてきてございます。特に介護支援ボランティアポイント制度につきましては、さまざまな自治体で取り組みが行われておりまして、当市におきましてもエリアサポーターによります有償ボランティア制度の導入がスタートしたところでございます。ご質問にありますまちづくりに参加することによる赤平の活性化につながるボランティアポイント制度でございますが、行政が指定した活動のみを対象とすると、ボランティア精神からの乖離や行政ができない部分を安易にボランティアにお願いしているという反発も予想されることから、慎重な検討が必要であるというふうに考えているところでございます。町内会活動、PTA活動、福祉活動などボランティア活動とともとれる活動が多く存在しているということもございまして、対象事業の選定についても十分な検討が必要と考えているところでございます。また、ポイント管理やポイント還元の方法なども常に見直す必要が生じてきますし、活動者の満足度でございますとか活動の広がりについても検証していかなければならないものというふうに考えられるところでございます。今年度からスタートいたしましたエリアサポーターの有償ボランティア制度と共通しているところも多いと思われるために、導入実績の評価とあわせて今後検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいま紹介にもありましたように、そのポイント制度の取り組みが結構全国的に広がりを見せつつあるのかなと思ひますし、ぜひそういったところにも視察に行ってい

ただけならなだったりとかというふうに思います。それで、最近のポイント制度に向けた端末機械というのも充実をしているというふうに伺っていますので、このポイント制度のことにつきましては、私だけではなく、同僚議員も今まで何度か質問で導入の可能性についてはお伺いをさせていただいている経緯もありますので、ぜひ前向きにお考えをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大綱2に移らせていただきます。近隣地域との連携について、①、林業学校誘致の協力体制についてお伺いをさせていただきます。全国には、群馬や京都など8府県に公立の林業学校がありますけれども、北海道にはございません。それで、関係者からはやはり林業王国としての北海道の教育環境がおくれるといった指摘もあるほどでございます。そのような背景から、市有地の約9割が森林を占める隣町の芦別市で道立林業学校の設置を目指す誘致期成会が設置されまして、誘致の活動が高まっていると伺ってございます。また、この取り組みに関しましては近隣地域との連携を大切にいたしまして、可能性を模索しながら道に対し信頼を高め要請をしていくことが必要であるというふうにも伺ってございます。セミナーなども開催し、準備を進めているところとも伺ってございます。そこで、当市におきましても高校がなくなり、若者離れがある中でございますけれども、近隣地域に学校が誘致されるということは大変喜ばしいことございまして、また当市には木材に関係する企業もありますことから、さまざまな場面で連携し、人材教育や商品開発など共通した地域の話題性や新たな活性化を生むのではないかとこのように期待されると思います。そのような可能性も予測されますことから、隣町芦別市の林業学校誘致に向けた当市としてのかかわり方のお考えをお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（野呂道洋君） 林業学校誘致の協力体制についてお答えさせていただきます。

芦別市は、議員がおっしゃいますとおり北海道立林業学校設立に向け芦別市北海道立林業学校設立誘致期成会が中心となりまして設立誘致活動をしており、昨年6月には当市に対しまして芦別市長を初め設立誘致期成会会長など関係者によります設立に向けた趣旨説明を受けたところでございます。森林所有者や林業従事者の高齢化により、北海道を取り巻く林業行政は後継者不足を招いており、国土の保全や水源の涵養に深刻な影響を与えております。このようなことから、当市としても芦別市の林業学校設立に向けた取り組みは大変有意義なものと認識しておりまして、設立に向けた具体的な要請など現在ございませんが、期成会主催のセミナーなどには積極的に職員が参加しているところでございます。林業学校が設立された後は、当市の林業や木材関連企業への就労などにも好影響を与えるものと考えております。今後とも協力を惜しまず、また期成会の活動など注視してまいりたく存じますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ただいまセミナーなどにも積極的に参加、ご協力いただいていることの経緯を聞きましたので、安心しました。今後の誘致会の動向に合わせましてやはり市内の木材業者とも連携し合いまして情報共有しながら、当市としての協力体制を強化していただきたいと思いますというふうに要望させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、②、着地型観光についてお伺いをさせていただきます。多様で個別化したニーズの観光客がふえている中で観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画いたしまして、参加者が現地集合、現地解散するといった新しい観光の形態として着地型観光というものが全国で広がりを見せつつあります。そして、この着地型観光の協定が先日新聞報道で滝川市と砂川市で結ばれたという報道がございました。そこで、私本当に赤平がどうして入っていないのかなというのが大変残念に思った一人

であります。関係者に聞いたところによりますと、やはり赤平というものは滝川、砂川にはない魅力を持っているということで、幅広いサービス内容を提供するのは一緒にやっていただけたらなというご意見もいただいているところでございます。途中から加入することも可能だというふうなこともお聞きしてございますが、本市としてもぜひ前向きにお考えをいただきたいなというふうに思いますが、この点につきましてはいかがお考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） 着地型観光につきましてお答えさせていただきます。

着地型観光につきましては、観光客の受け入れ先が地元ならではのプログラムを企画し、参加者がみずから現地へ赴き体験をする新しい観光の形態で、今までの出発地の旅行会社が参加者を目的地に連れていく発地型観光と比べて地域の振興につながると言われているものであります。また、インバウンドにつきましてもこれまでの団体旅行から家族などの少人数で行動する個人旅行型に移行しておりまして、さらにこれまでの爆買と呼ばれる消費型から体験型の旅行者が多くなってきております。このたび地域の観光を一体的に担うDMOの中空知版の設置に向けた滝川砂川着地型観光推進協議会が設立され、赤平市につきましては現段階では加盟はしていないものの、DMOの研修、民間主導の参加者の発掘などともに検討をすることとなっておりますので、近隣地域との連携を模索しながら着地型観光につきまして検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ともにそういった学ぶ姿勢でいていただいて、ぜひそういった思いを共有していただきたいなと思うのですけれども、実は先日国土交通省の着地型観光の旅行の年間の推移を見てみました。その中でさまざまグリーンツー、エコツーリズム、ヘルスツーリズム、文化観光等があって、その中に産業観光という分野があるの

ですけれども、その中で市場が最も大きいのが実は産業観光なのです。それで、この産業観光というのが工場見学だったりとか歴史的機構の見学体験といったものの分野なのですけれども、その次に文化観光というのがあります。それで、年間259万人のうち63%、163万人もそういった産業観光であったりとか文化観光というものにこの着地型観光というものが大変好評だということのデータが出ています。ですので、赤平にとってはとってもいいチャンスかなというふうに思います。ですから、この着地型観光を推し進めるには、ともに民間の組織部隊も必要になってくるのではないかなというふうにありまして、その部分はまだ課題もあるというふうに思いますが、ぜひその観光協会やそのほかの団体と早速協議を進めていただくなど前向きにさらにご検討いただきたいなというふうに要望をつけ加えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、③のサイクリングツーリズムについてお伺いをさせていただきます。今空知の中でもサイクリングに関するイベントが多くなってきてございます。美唄におきましても、台湾との交流で多くの企業人や学生を呼び込みまして、サイクリングツーリズムや地元体験などを提供しているようです。空知各地におきましても、ことしは新たなコースが提案されると伺っています。その中でもこの東空知地域というところが大変出おけているというふうに伺っています。なかなか一つのまちでは魅力が完結できないところというのもあるのかもしれないのですけれども、だからこそこの近隣地域との連携を通じてサイクリングツーリズムを本市としてもリードして具体的に考えていくときではないかなというふうに思っています。また、本市も参加している石狩川流域圏会議におきましては、流域の豊かな水質源であったり、自然環境、農業、道路、空港、港湾などに社会資本を基調にして新たな資源や可能性を掘り起こすための取り組みとして川を軸にしたサイクリングコースの充実が図られています。この本当の裏の狙いは、観光という観点だけではなくて、

川の流域の人々のコミュニケーションを図ったり、自然災害などが発生した場合に連携をしっかりととれる状態にしておきたいということも狙いの一つではあるというふうに伺っています。このたび菊島市長におかれましても石狩川支川で最も長い空知川の治水促進期成会としての会長にもご就任されたということもありまして、その辺の観点でもぜひこのサイクリングツーリズムに関しまして、前向きにご検討いただきたいというふうに思いますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 商工労政観光課長。

○商工労政観光課長（林伸樹君） サイクリングツーリズムについてお答えさせていただきます。

サイクリングツーリズムにおきましては、北・中空知ツーリズム推進協議会におきまして平成27年度より北海道スイーツライド in 北&中そらちと題して地域の景色を楽しみながら各休憩所において地元のスイーツを楽しむスローサイクリングを実施しております。平成28年度につきましては、赤平市を通る全長約80キロのコースに40名の参加があったところであります。今年度につきましては、まだ開催については未定ではありますが、北中空知の各市町と連携を図りながら検討をしてみたいと思います。また、サイクルツーリズム空知推進連絡会におきましても各ツーリングコースの設定や外国人観光客の受け入れを行っており、また先ほど議員からありました石狩川流域圏会議におきましてもサイクリングコースをつくっておりますので、事業の内容等確認させていただき、連携を図れることがないのか協議をしてみたいと思いますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕ぜひこの東空知地域をリードをしていただくような気概を持ってお願いしたいというふうに思います。前向きなご答弁いただきましたので、これから期待させていただきます。

続きまして、大綱3に移らせていただきます。

わかりやすいまちの印象づくりについて、①、農産品PR映像制作についてお伺いをさせていただきます。当市のふるさと小包、ふるさと納税でお米のおいしさというのが一定の評価をいただいているところだというふうに思いますが、最近赤平に農業の印象が余りないよねということと言われることが多いです。でも、一度食べたらやはりおいしいということで高い評価をいただいていることは確かです。もしかするともっとPRが赤平は米だよ、農家というイメージがもっと高くなれば、さらに農家に対する注目度が増しまして、農家の発展にもつながっていくのではないかなというふうに思います。赤平の特産品を広めるためにも、まず農業に特化した映像づくりというものもお考えいただきたいというふうに思います。そして、1年間にどさんこプラザ、札幌駅のところであったり、本州でも赤平のお米というのは売られているのですけれども、そこに販売と同時にPR映像を流しながら販売をすると、大変効率もいいのではないかなというふうに思います。また、ネット上にもアップすることができるということで有効的な利用ができるのではないかなと思うのですが、このあたりについてのお考えをお聞かせいただきたく思います。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（野呂道洋君） 農産品PR映像の制作についてお答えさせていただきます。

当市の農産物の使用作物は、ご承知のとおり米であります。米以外の農産品の知名度については、対外的には余り浸透していないのが現状となっております。また、議員ご提案の農産品のPR映像につきましては、今まで市では制作していないところでございます。今後につきましては、特産品推進協議会やベストライス赤平など関係団体との意見交換や先進事例などを参考としながらPR映像の制作も含めどのような手法を用いることが赤平市のみそなどの加工品を含めた農産品の認知度を向上できるかを研究してみたいと存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕赤平市のしごと・ひと・まち創生総合戦略でPR映像というのが作成の事業の中に一つあるのです。その事業の中では、こういった農産品映像の制作というものが該当しないのか。今のその状態、もしその中に組み込んでもらえるのだったら、追加で制作してもらえるようなお考えというのはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（野呂道洋君） 移住、定住プロモーションの動画につきましては、既に作成が終わっております。首都圏などで発信PRしておるところでございます。今後新たに作成する際には、農産品PR動画作成についても検討してまいりたく存じますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕実は、他市でも大変この農業景観を映し出した映像ってすごく多くなっているのです。ぜひ確認していただいて、当市でも赤平の自然景観をしっかりとわかってもらえるような映像制作というのを推進していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きましての質問に移らせていただきます。②の公用車の市名表記デザインについてお伺いをさせていただきます。当市の公用車につきましては、市名を表記していない車が多い印象がございます。先日も市民からどうして表記されている車両とそうではない車があるのかというふうにも問われました。その中でも私物で使っていてもわかりませんよねということまでちょっと問われたわけなのですけれども、そういった中で市内で移動中、市民もやはりそういった行政の皆様の動きというものを大変注目されているようで、やはり喫煙であったりとか、携帯だったりとかという安全面とかも大変心配する声を寄せられています。市職員の皆様におきましても運転マナーに強化いただくべきところが見受けられる

ようでございますので、その件におきましても公用車の市名の表記に関しては、乗る側も見られることを意識するような効果もあるというふうに思うのです。また、最近ではまちのロゴマークであったりとかスローガンを表記するといった公用車も見かけるようになりました。市外に出ることも多い公用車だと思いますので、宣伝カーの効果にもなるというふうに考えられますが、このような考え方から今後当市におきましても公用車にまちの市名表記やデザイン性を盛り込んだことに関しまして、お考えございましたらお聞かせいただきたく思います。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 公用車の市名表記デザインについてお答えをさせていただきます。

現在病院を除き本市で所有している車両は、除雪車両等含めて69台ございますが、そのうち30台の車両には赤平市と表示がされております。現状半数以上の車両が市名を表示しておりませんが、議員ご指摘のとおり公用車であることを視覚的にも明確化することにより、利用する者が公用車であることをより意識し、安全意識やマナーの向上につながるものと思われましますし、近隣市町でも行っている市の名称だけでなく、市の特徴等をデザイン化することにより、市民はもとより市外への出張の際には本市のPRにもなるものと思われましますので、除雪車両のように用途により表示が定められているものを除き、どのような表示の仕方が適当なのか関係課と協議の上、表示に向けて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、③番目の町名と地番の見直しについてお伺いをさせていただきます。豊丘南団地にマイホームをという呼びかけをしながら定期借地権制度といたしまして始まりまして、多くの住宅建設が行われています。若い世代にも好評でございまして、今では高台に新しい住宅が建ち並ぶエリアとして大

変注目されている住宅街だというふうに思います。しかし、豊丘南と通称名と呼ばれてございますけれども、実際のところは字豊里というところで、バイパスを超えた赤間地区やパークゴルフ場までがその範囲の字豊里とされています。また、町内会の活動は、豊丘町に加入するといった複雑な状態であると感じています。さらに、住んでいる方たちからもイメージとしてどうなのだろうかということだったりとか、今どきやはり字という地名はどうなのですかということで問われるケースが多くなってきてございます。また、当市におきましては、そのほか字赤平という町名も存在してございまして、住友地区から日の出の範囲も同様にその町名、地番と通称名がわかりにくい状態になっているところがございます。このことにつきましては、平成24年の第4回定例会におきましても同僚議員から実際に町名や通称名がよくわからない状態であることが指摘もされてございます。それから5年経過いたしまして、人口流出、市営住宅の建設計画、町内会の運営状態など環境も変わっていることから、この字豊里、字赤平の地番改正を行い、新たな活力を生み出すということのお考えはないか伺いをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（熊谷敦君） 町名と地番の見直しについてお答えをさせていただきます。

字名地番改正等による町名と地番の整備につきましては、わかりづらい地区名の解消を図るため、昭和56年度から5カ年事業として全市的な規模で地番の改正を行っておりますが、住友地区や赤間1から3区は社有地ということもあり、今後の推移を見守るとして当時は含めなかったものでございます。その後、地番の整備事業には大変大きな財政負担が伴いますことや戸籍等の公簿類の書きかえなど作業が膨大であり、また住友地区の住宅の建てかえや空知炭鉱跡地問題がありましたことなどから、これまで検討課題としてきたところでございます。地番改正ではありませんが、改善策の一つとしては、2年ほ

ど前に行った住民票の方書表示により、集合住宅等についてはわかりやすい表示に変更もされているところでございます。地番改正を行った当時とは、空知炭鉱跡地取得後の豊丘南団地の宅地造成や住友福栄地区の市営住宅整備などにより状況は変化しておりますが、先ほども申し上げましたとおり事業には多額の費用がかかる、その作業も膨大で事業を進めるための職員配置など体制も必要となりますし、住民票と職権で変更できるもののほか、住民の方が直接行わなければならない手続も大変多くあることから、地域の実情や意向を十分反映させた上で行わなければなりませんので、実施に当たっては慎重な検討を要するものと思われまますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 ぜひ住民の方であったり、町内会の方たちともご相談、話し合いの中でまたさらにちょっと問題が生じるようなことがありましたら、ぜひ対応、対策等していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱4に移らせていただきます。高齢者が安心して住める環境づくりについて、①、高齢者世帯へのリフォーム助成の拡充について伺いをさせていただきます。最近高齢者世帯住宅もふえまして、訪問した際に玄関先のレンガといったようなものが壊れて崩れていたりであったりとか、ドアのあけ閉めが難しくなっているであったりとか、手すりがないと危険で歩けないだったりとかというようなところも何カ所か見受けられました。その中で市内全域にはある程度浸透してきたと思われまますあんしん住宅助成事業でございますけれども、高齢者世帯に対する周知がなかなか追いついていないことが感じられました。そこで、改めて高齢者世帯向けにリフォーム事業の制度があることの周知を図っていただきたいというふうに思います。例えば玄関先のバリアフリー化の工事や手すりを取りつけることなどの工事も可能であるということの周知であっ



たり、高齢者にわかりやすいそういった内容が書かれているチラシを作成して配布するであったり、また建設業界との連携もしまして、高齢者世帯に対してはわかりやすい説明を心がけるであったりとかの支援体制の方法などもさらに工夫が必要だというふうに感じますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（高橋雅明君） 高齢者世帯へのリフォーム住宅助成の拡充についてお答えをいたします。

あんしん住宅助成事業は、安心して長く赤平市に暮らしていただけるようにと耐震改修工事、太陽光発電システム設置、リフォーム工事、老朽住宅除却工事につきまして平成22年5月より開始し、昨年度までの7年間で総受け付け数503件、うちリフォーム工事は327件と6割強を占め、年平均受け付け件数約47件となっております。リフォーム工事の内容としましては、屋外では屋根、外壁の塗装や張りかえ、屋内では台所、トイレ、浴槽等の水回りのリフォームが大半であります。市内のリフォーム施工業者からもリフォームを迷っている方から助成金が出るならこの助成事業を活用し、リフォームを行った方もいらっしゃるという情報もいただいております。しかしながら、広報等を通じて制度の内容を市民の皆様にお伝えしてきましたが、余り細かな内容を記載していないのが現状でわかりづらいこともあったと思われまます。今後は、リフォーム助成の内容の中で高齢者でもわかりやすいよう具体的な説明内容としまして玄関先の段差、敷居の段差解消のために施工するスロープ、屋外階段手すりや玄関ドアの取りかえ、スムーズに開閉できるドアなどの改修、上がりかまち、屋内に設ける手すりについても対象になることを広報などでわかりやすく掲載をし、この事業を市民の皆様方に利用されるよう努めてまいります。また、市内リフォーム施工業者にも改めて説明を行い、今後の営業活動時に提案をしていただけるよう努めてまいりますので、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 前向きなご答弁いただきましたので、ぜひ今後の取り組みに期待させていただきます。よろしくお願いいたします。

②の介護福祉事業所の労働者調査と対策についてお伺いをさせていただきます。昨年外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が公布されました。これによりまして、経済連携の協定に基づきますEPAの介護福祉士に加えまして、介護現場への外国人の方の受け入れが拡大されることとなりました。今施行の段階に向けまして国におきましても準備を進められている状態でございますけれども、当市におきましても生産労働人口が減りまして、さまざまな業種におきまして労働者の確保が難しくなっている企業がある中で、特に今後の高齢化率が増加をするといったことの流れの中で介護福祉事業所の労働者不足が大変危惧されているところであると思います。今道東のほうにある民間の介護福祉施設では、早い段階から外国人労働者を求めまして、今では多くの外国人が言葉の壁なども感じられないほどに働いている環境だということでございます。そして、近年では北海道内におきましても外国人技能実習生受け入れを無償で紹介してくれる事業所があるなどということもあってございます。また、ほかの業種におきましても今そういった海外に出向き、関係性を深める機会を積極的につくるなどしているところもございまして、空知の中でも多くなってきてございます。赤平の介護福祉施設の事業所というのは、小規模なところもありますので、単独での外国人労働者の受け入れ態勢というのは大変難しいことが予想されますけれども、例えば市で各事業所が連携し、外国人の対応と働く場所の確保などの調整を図りまして、市全体での受け入れ態勢をつくっていくといった、そんなことを模索するべきときなのではないかというふうに考えます。まず初めに、各事業所の労働者調査、その上での海外の視察希望や受け入れ態勢の検

討会などもお考えいただきたく思うのですが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

介護事業所における従事者の不足は、どの事業所においても大きな共通課題となっています。労働力調査として従事者の調査は行っていませんが、地域密着型の施設への実地指導時の把握や毎月開催の介護事業所従事者の研修会であります地域ケア会議においても人材不足との話はよく伺っています。また、事業所責任者等との話の中からもその実態が浮かび上がっていますが、今後は事業所の協力を得ながら労働力の調査の必要性和可能かを検討していきたいと考えています。それら介護従事者の不足の解消を図っていくため、社会福祉協議会と協力し、この秋に介護従事者初任者研修の開催に向け現在準備を進めているところであります。この研修は、従前開催していたヘルパー養成研修とは異なり、訪問介護ヘルパーだけでなく、介護施設における介護職員の養成も行うカリキュラムとなっていることから、介護施設の従事者としての基本を学ぶことができ、将来介護福祉士資格取得時には研修項目が一部免除になることもありますので、即戦力の人材養成が可能になっていくと思っております。市内では、小規模事業所が多いことから、外国人労働者の招聘は受け入れ態勢の整備としての住環境や日本語を学ぶ環境、宗教上の慣習に対する対応などがあること、さらには一定期間内に資格を取得しなければならないことなど課題が大きく、なかなか踏み込めないとのことであり、まずは介護職員初任者研修により介護職場へ就職する希望する方が少しでも多くふえることを期待するとのことであります。なお、介護業務の外国人技能実習生としての受け入れに関しましては、国から技能実習に関する新法が昨年11月に公布されたことによりまして、介護業務への外国人技能実習生の受け入れが本年7月ごろから認可される見込みとなりましたので、受け入れについては

進んでいくものと思いますので、今後は国等からの情報に注視し、事業者と協議しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕これから多分そういった取り組みというのがいろいろな地域でも多くなっていくというふうに思うのですけれども、それをどこでそういったことを調整するかというのは、またさらなる問題かというふうに思うのですけれども、ぜひ当市としても実情に合った中でそういった方たちを求めていていただきたいなど。その窓口として、ぜひ行政のほうにもいろいろと考えを先に先にご検討いただいておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱5に移らせていただきます。青少年のスポーツ育成について、①、3世代でのスポーツ事業の可能性についてお伺いをさせていただきます。子供が運動不足になった原因として、スポーツや外で遊ぶに不可欠な要素であります時間と空間と仲間の3つの減少が考えられるということで文部科学省のほうで公表していますが、また当市におきましても昨年赤間小学校、赤平中学校の全国体力・運動能力、運動習慣等の調査の結果におきましては全国平均以上やほぼ同じレベルの内容もあったようでございますけれども、脚力の低下が目立っている部分もありました。子供の体力につきまして、さらに向上させる意識であったり習慣化の取り組みにつきましては、北海道における冬期間のスポーツ対策や人口の減少に伴う公共施設の休館や野外施設の管理体制なども含め、環境整備も考えていくところが大切だというふうに考えます。そのような背景の中におきまして、協議を整理して進めていただきたい観点といたしまして、ただいま赤平では人口が減少しているといった中で年代同士でのスポーツ競技がなかなか難しいという現状があります。そして、そのスポーツ競技を楽しめる環境も逆につくらなければいけないということが問題としてあります。そ

ここで、その世代を超えてスポーツ競技を楽しめる取り組みの検討をぜひしていただけないかなというふうに思います。例えば3世代、子供、親、おじいちゃん、おばあちゃんといったその3世代にわたりまして楽しめるスポーツ大会の実施ということでございます。そして、今こういった人口減少で各地域が同じような問題を抱えている中で、この核家族化によって家族であったり地域のコミュニケーションが不足しているという問題、そういった人口減少から悪化しているその環境を克服する中におきまして子供たちにスポーツの楽しさを伝える場を創出できるのではないかなというふうに考えます。こういった取り組みにおきましては、全国でも先行事例となるのではないかなというふうに思います。さらに、そういった世代を超えたスポーツ大会が定着していきましたら、他市からも呼び込める大きな大会を誘致することができるなど、そのことが当市の経済効果にまで発展していくといった可能性も膨らんでいくのではないかなというふうに思います。このような観点から、世代を超えました3世代でのスポーツ事業の可能性につきまして、当市としてのお考えをお聞かせいただきたく思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 3世代でのスポーツ事業の可能性についてお答えをさせていただきます。

本市の現状といたしまして、10月開催のスマイルウォーキングにつきましては幼児から参加可能、11月開催のスポーツ吹き矢による軽スポーツ大会につきましては小学生から参加可能となっており、3世代が参加可能なスポーツ事業を実施しております。しかし、現在は若年層世帯につきましては共働き世帯が多くなっているため、家族で過ごす時間も限られており、過去に親子マラソン大会を実施していた時期もありましたが、参加者が少ないため中止したという経過もございますが、今後も参加人数の結果によっては種目の変更等も協議しながら幅広い年齢

層が参加できる事業を継続してまいりたいと考えております。

また、青少年スポーツの育成に関しましては、現在市内で行われている学校授業や部活動を含めたスポーツ種目にも限界があり、特定されておりますが、一方では子供たちはいかなる潜在能力を持っているかわからないため、市内スポーツ関係の各種連盟または大学、専門指導員などと協議をしながら新たなスポーツ大会や講習などを実施することを優先的に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕参加者の問題等もあるというふうに思いますけれども、ぜひ今ご答弁いただいたように前向きにご検討いただきたく思いますので、よろしく願いいたします。

関連いたしまして、②に移らさせていただきます。全国・全道大会出場者の支援についてお伺いをさせていただきます。本市の子供が減少している中でございますけれども、クラブ活動や部活動におきまして種類が限られていることは現実的にかがえします。そこで、市外に自分のやりたい競技や文化活動を求めて通う子供も多く見受けられるようになっております。その中で活躍する子供たちでは、全道大会、全国大会に出場するケースというものも多くなってきていまして、個人で選出されるわけですから、当然に家族や親もともに応援しに行くといった形になるわけです。それで、例えば他市の民間クラブや団体に所属しているといたしましても、本市の子供には変わりはないといった観点で本市からの支援体制をご検討いただけないかといったところのお伺いです。ここの中におきましては、赤平市の青少年基金の見直しを図っていただけないかなということのご提案です。これまでは、この基金というのは団体に対する助成がメインでございましたけれども、今後は個人に対しても支援の幅を広げていただく余地はないのかということがこのたびお聞きしたいところでございます。よろしく願いいたしま

す。

○議長（北市勲君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊藤寿雄君） 全国・全道大会出場者の支援についてお答えさせていただきます。

青少年健全育成の施設及び事業資金に充てるため赤平市青少年基金を設置しておりますが、この基金の運用に関しましてはスポーツに限らずジュニアリーダー養成事業や日本太鼓ジュニアコンクールなど団体が実施し、参加する健全育成事業や文化活動事業等に対して助成を行っております。そこで、スポーツに関する上位大会出場に関しましては、全国大会出場の際に対象経費の3分の2以内で限度額30万円の交付を受けられることになっておりますが、赤平市青少年基金条例施行規則ではあくまでも団体またはグループを助成対象として、個人は対象となっておりません。特に現在はスポーツ、文化、音楽等数多くの民間主体の大会が開催されており、個人を対象とした場合の助成額の確保や上位大会出場の把握などさまざまな課題もございますので、市民代表者6名で構成されている赤平市青少年基金運営委員会におきまして、個人を助成対象とするか、対象とする場合の大会等の範囲などについて協議してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君）〔登壇〕 協議いただけるということで大変期待をしております。子供に対する赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の中におきましては、若者が安心して子供を産み育てられる地域ということで、子供の支援の対策におきましては何点か挙げられてはいるのですが、具体的にスポーツの環境づくりにおきましてはさらにつけ加えていただきたい観点だったかなということで提案をさせていただきました。

以上、私からの質問を終えさせていただきたいと思っておりますけれども、このたびまたさらに新しい方向性の提案を多くさせていただきました。その中では、大変前向きにご答弁をいただいた内容もござい

ましたので、今後の明るい赤平の方向性を期待しながら今後さらに私も注力させていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

---

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

今日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時06分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)